

対馬におけるイルカ漁の歴史と民俗
(History and Folklore of Catching Dolphins at Tsushima)

中村羊一郎

Yoichiro NAKAMURA

(平成十七年九月十七日受理)

本稿は紀要前号に引き続き、日本各地におけるイルカ漁の実

態とそれに関わる歴史・民俗を集成し、日本人とイルカとの特別な関係を明らかにしようとする研究の一環をなすものである。

対馬は複雑に入り組んだ海岸線を有し、暖流に乗つて回遊していくイルカの群れを追い込み漁法によつて捕獲するための絶好の地理的条件に恵まれている。早くも中世において、住民にイルカ漁の督促を行つてゐる記録がみえ、また近世になつてからは対馬藩の収入源のひとつにイルカ漁が位置づけられていた。

具体的には、全国でも珍しい江豚（イルカ）奉行がおかれ、イルカ漁を藩が管理するシステムになつてゐたのである。また、イルカ漁は沿岸住民にとつては時ならぬ臨時収入であり、浜では祝祭的な賑わいが現出した。土地によつてはそれを「血祭り」とよんでいる。また湾内に追い込んだイルカの群れに対しても、まずムラの主婦が一番鉛を打ち込むことで捕獲が始まるという、極めて重要な儀礼がある。これは、女性とイルカとが特別な関係があることを示唆しており、その背景にはイルカを遠い日本

人の祖先と重ね合わせる柳田國男の説にも通じる大きな問題が隠されていると思われる。本稿は、このような問題意識にたつて、表題の内容を現地調査に基づいて実証的に検討したものである。本稿はつぎのように構成されている。

はじめに

一 対馬イルカ漁の歴史

（一） 中世のイルカ漁

（二） 近世初期における鐘崎海士とイルカ漁

（三） 江豚奉行と江豚運上金の変遷

1 江豚奉行の派遣

2 江豚漁と対馬藩財政

二 近代におけるイルカ漁と女性による鉛打ち

三 イルカ漁に関する規約とその実際

（一） 四ヶ浦と三里を中心とする漁法と規約

（二） 各地区におけるイルカ漁

まとめ

補注・注

対馬におけるイルカ漁に関する規約集

はじめに

南北に細長い対馬の中央あたり、島の西側に湾口を開けてい
る浅茅湾には無数の入り江を抱え込んだ岬が三方から突き出し、
海面には小島が点在する。このきわめて複雑な海岸線で構成さ
れた湾内に、ときには数千頭にのぼるイルカの群れがやつてき

た時代がある。それを目当てに沿岸の旧下県郡豊玉町の佐志賀・嵯峨・貝鮒の三集落、同美津島町の糸瀬・濃部・大山の三集落がそれぞれ仲間をつくり、伝統的にイルカ追い込み漁を行っていた。またこの浅茅湾のちょうど反対側、島の東岸に食い込んでいる大漁湾では、四ヶ浦と総称された美津島町の大千尋藻・小千尋藻・横浦・鎌川がやはり共同でイルカ漁を行っていた。

そのほか、ここよりも北に位置する伊奈や、南側の三浦湾でもイルカ漁が行われていた。本稿では資料的に豊富なこの浅茅湾と大漁湾という二つの湾を中心に、対馬のイルカ漁の実態をまとめてみる。筆者は一九九〇年・一九九五年・二〇〇五年の三回にわたり、現地で聞き取り調査をおこなったが、イルカ漁はすでに行われなくなつて久しいため漁の様子を直接見ることは

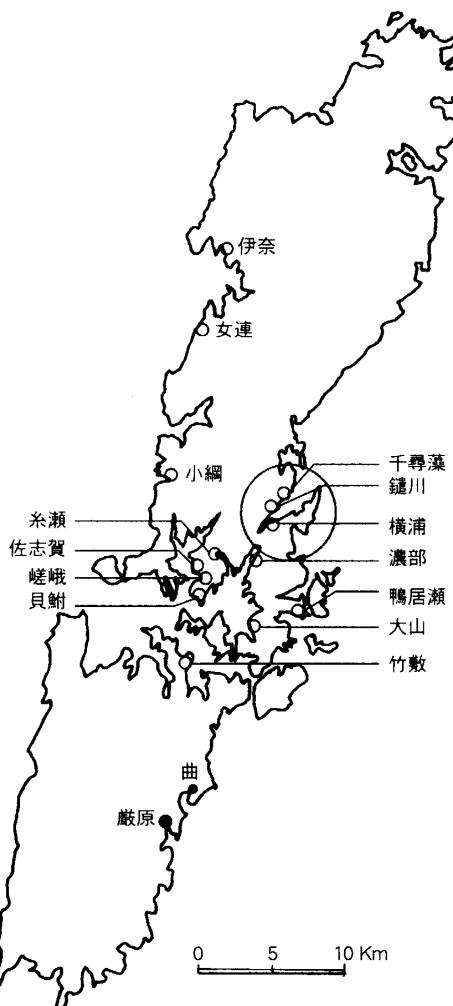


図1 対馬市全図

上の道』で展開されることになる日本人と黒潮との関連を示す裏付けとなるであろうと考えた「海豚参詣」の事例を紹介しさらに資料の集積を求めていた。それに対して九学会の調査に加わっていた北見俊夫が同誌上に回答を寄せたのが、対馬東岸の大漁湾に面した四ヶ浦における「対馬の海豚とり」というレポートである。^②

北見は、①イルカは地元の人々によつて平家の落人の後裔だと考えられていること、②イルカ漁のあとチマツリと称する宴があること、③年齢階梯的な漁労組織によつて実施されていること、④女性が一番鈎をうつという儀礼によつて漁が開始されること、⑤カンダラが行われることなど、対馬のイルカ漁に関する注目すべき基本的問題のあらかたを指摘している。

できなかつた。そこで聞き取り調査の結果をもとに既刊の文献なども参照しながら対馬のイルカ漁の実態とその特色を明らかにしていただきたい。

同じ契機で対馬入りした宮本常一は、昭和二五年から翌年にかけ延べ七二日に及ぶ現地調査を重ね四一の集落を訪れて聞き

取りと古文書の調査を実施した。⁽³⁾ 没後刊行された『対馬漁業史』がその成果であるが、イルカ漁についても随所に言及があり、とくに島の北西部に位置する伊奈におけるイルカ漁が詳しく、伊奈でも大漁湾の四ヶ村とほぼ同様に実施されていたことが記述されている。

この他に対馬のイルカ漁に関しては地元の研究者を中心にくつもの論考が表されており⁽⁴⁾、本稿はこれらの先行研究の成果に負うところが大きい。

世におけるイルカ漁に関する文書が見られる⁽⁶⁾。

〔史料1〕

八かいの大ものゝたち候する時、いかにもふさたなく、とりきたあるへく候、二のこほりの事も、せんこの法のまゝ、申たんせられ候へ、きたあるへし、隨而さか・かいふな・大いしにおゐて、ふさた候ハ、かたへさへりあるへく候、そのむねそんちらるへき状如件、

応永十一（四〇四）十二月廿日

正永（花押）

大山宮内入道殿

〔史料2〕

いるかのそのものゝ事、十けん五けんハくそう物たるへく候、かたくさいそく候、八かいの大ものゝ事、かたくさいそくあるへき条、

一所、のふ、 一所、かもせ

一所、たけの浦、 一所、わたの浦、
の事さわミの此まゝさたあるへく申候、ふさたのともから
ニおるてハ、さいくわあるへき状如件、

応永十一十二月廿日

正永（花押）

大山宮内入道殿

対馬藩は近世において府中藩ともよばれ、中世以来の豪族であり島主ともされる宗氏の支配下にあつた。藩政を記録した公的記録の保存状態も良好であり、これらの多くは未翻刻ではあるが具体的な事実を知る上できわめて貴重な資料となつていて。また対馬藩は江戸時代に数回にわたつて島内の古文書の調査を行ひ、とくに藩主が発行した御判物についての調査結果は「御判物写」という形で編さんされている。藩主である宗氏が鎌倉時代に九州からわたつてきて支配を始めてから明治維新に至るまで交代がなく、また島の旧家にも変動が少なかつたので、歴代の藩主が発給した文書は、領主にとつても所蔵者にとつても権威の源泉としての意味を持ち続けたからである。その中に中

最初に地名を確認しておこう。後世のものではあるが寛永十五年（一六三八）段階の郷村名表によると、この二通の文書にててくる地名のうち、さか・かいふなは仁位郷、のふ・かもせ・たけの浦は與良郷（推定も含む）に属しており近代までイルカ

漁が行われた集落である。いすれも旧豊玉町か旧美津島町に属し島のほぼ中央部に位置する。史料に出てくる「八かい」とは八海のことと対馬周辺の全海域を意味しており、「おおもの」とは鯨をさすことは間違いない。「たつ」とは魚群が湾内に入り込んでくることをさし、マグロやイルカに関してよく使われる表現である。

まず史料2からみていく。一行目はイルカをしつかり捕獲せよという意味であろうが、「十けん五けん」は「くそ物」とするという文言をどう解釈したよいだろうか。くそ物とは供雜物すなわち神前への供え物の意味であると思われる。では十けん五けんの「けん」は何を意味するのか。一般的な長さの単位である「間」とすればイルカにしては大きすぎ、文脈からしてクジラではない。近世史料では対馬においてイルカやブリを数える単位として「喉」が使用されている。これはケンとは読みないが、この場合の「けん」にどのような漢字をあてるかは別にしてイルカの本数を数える時の単位とみることはできないか。イルカ一〇頭や五頭くらい（の少數）の場合をお供えにしてよい、つまり自分たちの獲物として処理することを黙認するが、大量に捕獲できそうな場合にはしつかり働く、という意味に解釈できるのではないだろうか。

イルカは海上において一頭ずつ銛を用いて捕獲することもできるが、近世以降普通に行われてきた漁法は、たまたま湾内に回遊してきたイルカ群を発見するや、水面をたいたり石を投げたりして群れの方向を制御しつつ湾口ないし狭隘な水路を網で仕切つて退路を絶ち、さらに内側に数次にわたつて網を張りかけ、岸近くに群れを引き寄せたのち、水中ないし岸に引き上

げてから刺殺するというものである。あるいはマグロなどを狙う建切網に入ることもある。したがつて、大人数の動員が必要であり、たいていは村落あげての一大行事の様相を呈する。したがつてこのようないい命令が出されるということは、この地区においては住民の多くが組織的に活動してイルカを捕獲するという慣行が存在していたことを示している。中世における漁法を物語る記録はないが、おそらく上記のような追い込み漁法が行なわれていたと推定できる。五島列島の記録ではこれよりも古い永和三年（一三七七）、中通島の青方氏のもとでイルカの建切網漁が行われていた。⁸⁾

次に史料1を見ると、ここには「八海の大物が立つた」時は怠りなく仕留めよとあり、鯨が沿岸に寄つてきた場合を想定したものである。この場合は死鯨が漂着した場合は異なり、沿岸漁民が仕掛けた建網に鯨が入った場合か湾内の取り込みやすい位置に入り込んだ場合と考えられよう。近世に大発展する沖合で網をからめて突取るという方法はまだ開発されていなかつた。したがつてこの命令の背景にも、鯨に比べて頻度の高いイルカ漁を行つている体験があることを前提に、それを活用することで鯨漁について真剣に実施するよう求めたものと推定される。この二通の文書は文中に列挙されている二つの地域に出されたものと推定でき、それぞれの地域毎にイルカ漁も行つてきただけでなく、その地域の組織が存在していたことを裏付けるとともに、ともに宛て先が大山宮内入道とあることから、大山氏がその二つの組織に対する支配権をもつていたことを示している。したがつて中世において島主である宗氏が在地の大山氏を通じてイルカ漁を賦課の対象としていたことが判明する。

これとよく似た状況が戦国時代の駿河国（静岡県）においても見られた。駿河湾の最奥に位置する獅子浜（現沼津市）の領主であつた葛山氏が百姓中にあて発給した文書（永禄六年「一五六三」推定）には、「其浦へいるか見え来にをいてハ、すなはち出合かりこむへし」という文言が見える。またこのようないルカ漁を監視し賦課するための「立物奉行」が派遣されており、戦国領主がイルカ漁を賦課の対象としていることは決して珍しいことではないことを物語っている。

（二）近世初期における鐘崎海士とイルカ漁

近世に入り対馬藩の支配体制が整備されるなかで、地方のイルカ漁はどのような位置づけを与えられたであろうか。ここで確認しておきたいことは、対馬という離島における漁業の実態である。

宮本常一によると、対馬は多様な魚類が回遊してくる好漁場に恵まれていたが、藩の政策によつて住民は農業専一の立場におかれ、船や網を用いての本格的漁業の大部分は島外から稼ぎにやつて来る他国の漁民が行つてきた。しかも漁期は魚類の回遊時期に限られるため彼らの活動は季節的に限定され、他国漁民は船上での生活を基本とした。基地としての納屋を設けるために期間限定の小屋掛けを許された場所は一般住民の集落とはかけ離れていた。こうした外来者と地元民との接触を禁じる法令もしばしば出されている。しかもこのような外来漁民のあげる利益は藩の意を受けた府内（厳原）の商人を通じて藩に吸いとられる仕組みになつていた。宮本の総括に従えば、府内と田

舎とは生産構造が全く異なつていて「田舎は藩のきびしい統制に基く自給中心の経済があり、しかもそれは府内を支える力を持たず、府内は朝鮮貿易と旅漁師を対象として中間搾取によって経済的に成り立っていた（中略）。田舎は原始産業に釣づけされ、府内は商業資本一本にたよつていていたと言つてもいい」という。宮本は対馬における多様な漁法とその伝播・導入についての考察を行つてゐるが、近世以降に発展したすべての新漁業が外来の資本なし旅漁師によつてもたらされたものであると述べている。それはひとえに対馬藩の政策によるのである。

そのような状況のなかで、自然の恵みともいうべき寄鯨とイルカ群の湾内回遊を対象とする漁労は、住民が外の力を借りることなく主体的に実施できたほとんど唯一の大規模漁であった。したがつてとくにイルカ漁においては後述するよう地域をあげての祝祭空間を現出することになつたのである。ただし、利益分配分にあたつては中世以来の社会構造の残存である本戸が中心となるという、ここにも対馬という地域性が顕著に表れていったことにも注目しておきたい。

なおこうした集落にはさらに上位に位置する在郷給人がいた。寛文十一年（一六七一）に実施された島内の在地支配体制の再編成である地分け制以降でも、中世以来の在地有力者の系譜に連なる給人は、村の土地所有関係の上では村高のほぼ五〇六割を占める農業生産力の保持者で、地主的存在として村方支配を続け、旧家と呼ばれ、親方でもあつた。元禄期には八郷で二五八人を数え、一〇一か村中、給人のいなのは二五か村に過ぎなかつたとされる。こうした給人は、ナダと呼ばれる沿岸を所有し肥料となる海藻の採集権を占有していた。その特権は近世

になつて次第に村中の公役人（本戸）に分割されていくが、これはそのまま公役人の特権となり、それ以外の住民には開放されなかつた。¹²⁾

沿岸における諸権利の実態がこのような状況であつたことを踏まえ、宮本は、対馬のイルカ漁を行つてきたのは九州鐘崎から旅稼ぎにきていた海士たちであるとしている。近世以降に鐘崎漁民が対馬に定着した場所は南部東海岸の曲^{まがり}であるが、彼らが伝える古文書（偽文書の可能性もあるが）によれば一五世紀中頃には対馬沿岸一帯の漁業権を持つていたともいわれる。海辺に小屋掛けした彼らが行つた漁法は、網漁とイルカ突きなどであるとする宮本は次のような文書を紹介している。

〔史料3〕

一 船公事晴康御はんきやうのむねにまかする事
一 八海のうち海鹿たち候する時公領私の浦によらずにんふ
免許之事義純のはんきやふの旨にまかせ候但奉行給人の
下知にしたかふべし至其浦らうせきいたすましき事
一 八海にれういたし前々のことく別而さかな馳走申へき事
右無相違存知すへき之事弥ささかな等ゆたん候ハ、可処
嚴科也依如件

天正八（一五八〇）

九月十一日

海士所

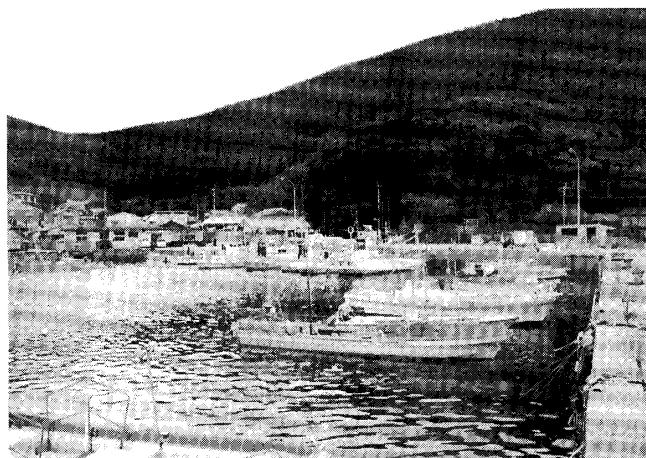


写真1 曲集落（2005年9月撮影）

められるのであろう。しかしこの文書にいう「地元住民を使役できる」ということが本当に可能であろうか。海士は定住地をもたないわば漂泊の旅漁師である。しかも住民との接触には厳しい制限があつた。現在、曲で聞いたところでは、その土地は元来が隣接の小浦のものであつて、屋敷地はすべて小浦から購入しており、背後の山林もすべて小浦の持分であるという。そうした彼らが、イルカ追い込みと浜に揚げたあとの中処理に必要な人数を最寄りの集落から徴発して使役することができたとは思えない。集団操業中にイルカ群に遭遇し、脅しながら手近な湾に追い込むことは出来たかもしれないし、待ち受けた住民との共同作業もあつたであろうが、のちの対馬藩の対応からみて、この文書の内容には納得しがたい点が残る。宮本はもう一点の文書を示す。

〔史料4〕

八海之浦ニいるか立候時こんふの事
公領によらず指置
處也然者御看之事
御用次第ニ可致馳
走之狀如件

寛永二年（一
六二五）六月廿一日

海士彦十殿

後の藩主である宗氏所有の土地の地先を公領といい、地方給人領の地先を私浦とするが、イルカ（海豚・江豚）が立つた時にはそうした区分を問わずに地元住民を使役できるとしたものである。もちろん漁獲物は一定の割合に従つて地元と島主に收

磯の重要な産物である昆布の採取を妨害することになつても、イルカが立つた場合は自由に漁にかかるべきもので、

さきの文書の内容を確認する内容である。この文書は写ししかないというが、昆布など磯物の採取は沿岸の農民の生活にとって重要な意味をもつており、しかもさきに見たように在郷給人が採集権を持つている例が多い。その作業を妨害してもイルカ追い込みをしてよいという文言も検討の必要があろう。これは全くの推測ではあるが、このような主張は、旅の海士の旺盛な活動と沿岸部での小漁や磯物採取の段階に止まっている給人や農民との軋轢のもとに、海士たちが自らの優位性を強調しようとしたものである可能性を否定しがたいのである。

ただし延宝二年（一六七八）六月には海士の者が瀬戸の内にイルカを立て込み、江豚代銀のうち三分一を与えた¹⁵⁾という記録がある。また宮本は次のような事例も紹介している。宝永七年（一七一〇）、海士が建てた芦ヶ浦の網小屋を地元民が撤去するよう求めたことがあるが、その時に役所から、浦に小屋掛けする以前の状況を尋ねられた答に「其以前ハおりこう網を用候得共鮪江豚などを建込候節小網ニ而ハ不宜ニ付八九年前ヨリ大網を拵ヘ」て岸に石垣を築き小屋を掛けて網干場を広く設置している、とある。おりこう網とは、折子網ともい古く細い藁繩をもつて織つたもので、ブリキという短冊形の木を一定間隔でとりつけた繩でもつて魚を脅して一か所に集めて捕るものである。この網は横浦・鎧川など四ヶ村でイルカ漁にも使用していたという宝永二年（一七一〇）の記録がある。¹⁶⁾ 海士がイルカを突き捕つたという記録は後述する毎日記にも見えるから、海士によるイルカ漁の存在を否定するわけではないが、この文書

はすでに一八世紀に入つてからのものであることを考慮する必要があろう。

いざれにしろ海士たちが対馬沿海における漁業において卓越した地位をもつていたことは明らかであるが、ある事件を契機にしてその特権が縮小されることになる。その理由はわからぬが、イルカ漁もからんでいたらしい。

対馬藩において逐次出された法令は一般に壁書と呼ばれ、藩はそれらを分類することなく年次をおつて集成している。その内の「壁書控・上」¹⁷⁾に次のような記述がある。

〔史料5〕

覚

一 今度御鉄砲之者、海士之者出入之儀、海士之者仕形、段々不届千万ニ候、死罪ニも可被仰付候得共、此度者、以御慈悲、命を被差免候、依之已前カ所務被仰付置候立江豚十分一銀被召上候、尤立込候江豚歩分之儀者、百姓立込江豚同前ニ、可被成下候、並長崎カ下酸豆崎迄之磯海士之者、一手之持所ニ被仰付置候得共、此後者入合ニ被仰付候事、

一 每日相納候炮・螺、向後炮五盃・螺十五宛、無滞可相納候、若炮無之節者、炮一盃之代ニ螺三ツ宛、上納可仕事

一 常々町方にをみて、非法成事度々有之由ニ候間、重而不調法之儀候ハ、重料ニ可被仰付事、

右之通、海士之者中へ、堅可被申付候、以上、
天和三癸亥（一六八三）十月十八日
年寄中

総役人衆中

表1 近世対馬におけるイルカ漁関係年表

| 年 代 | 事 項 | 出 典 |
|------------------|---------------------|----------------|
| 応永11(1408).12.20 | イルカ漁の催促 | 大山家文書(宗家御判物写) |
| 寛永14(1637).12.4 | 佐賀浦にイルカ、奉行3人派遣 | 毎日記(表) |
| .11 | 嵯峨三郎右衛門イルカの儀で牢舎 | 毎日記(表) |
| .12.2 | 嵯峨村給人3人成敗 | 毎日記(表) |
| 18(1641).3.29 | 伊奈郡イルカ奉行帰る | 毎日記(表) |
| 寛文13(1673).4.28 | 大船越網にイルカ26頭、運上2/3 | 毎日記(表) |
| 延宝2(1674).6. | 海士瀬戸の内にイルカ立込1/3 | |
| 6(1678).7.19 | 6.29の千尋藻立込イルカ村配分1/3 | 毎日記(郡) |
| .9. | 佐野網方機イルカの捕獲許可願 | 毎日記(郡) |
| 天和2(1682).7.9 | 磯江豚の迅速処理を願出 | 毎日記(郡) |
| .12.9 | 立江豚運上1/2に変更 | 毎日記(郡) |
| 3(1683).4.2 | 寄イルカのみは従前通り運上2/3 | 毎日記(郡) |
| .10.18 | 鉄砲方と出入りの海士、特権廃止 | 壁書控・上 |
| 貞享4(1684).11. | 千尋藻にイルカ2622、運上1/3願 | |
| 元禄3(1690).4 | 鴨居瀬村中、瀬イルカ運上1/3願 | |
| 宝永4(1707).9.27 | 千尋藻、オリコ網での請浦申請 | 宮本P142 |
| .12.22 | 海士8,9年以前から大網で江豚捕獲 | 宮本P142 |
| 正徳1(1711).11.21 | 江豚運上1/3に引き下げ | 毎日記(郡) |
| 4(1714).8.12 | 四ヶ浦にイルカ415頭 | |
| 享保12(1727).6. | おろしか内にイルカ20頭 | |
| .12. | 佐賀村に約100頭 | |
| 寛保4(1744).2.13 | 三里磯瀬覚書にイルカ漁規定 | 三里帳箱諸記録 |
| 延享3(1746). | 豊崎郷覚書に江豚運上1/3 | 大山博道文書(宮本p196) |
| 安永7(1778).5. | イルカ他国積出の出運上を半減 | |
| 文政2(1819).7.6 | 奴加岳村江豚張留の分け方規約 | 宮本p141 |
| 3(1820). | 夏期の魚傷防止のため入札処置の迅速化 | |
| 天保8(1837). | 見分人派遣は100頭以上に変更 | |
| 弘化3(1846).3.13 | 四ヶ村で江豚分ケ方は家数による | 三里帳箱諸記録 |

出典のうち宮本は『対馬漁業史』、記載なきものは『豊玉町誌』

この事件の発端である「鉄砲之者」と海士との争いの原因は全く不明であるが、海士のやり方は不届き千万であり本来は死罪になるところを特に命だけは助けることにするというものである。ここに現れた鉄砲之者は、次のようにも考えられる。対馬の村々において在地の支配的な地位にあったのは先に見たような給人であるが、かれらの多くは藩士の格で言えば、中・下士にあたり、在地における役目のひとつに、「鉄砲を預かって海岸防備の指揮にあたる」ということがあつた。¹⁸⁾ この史料に出てくるのは、おそらくこのような役目にあたっていた給人のことであり、彼らの下には村の農民たちがいる。この争いは個人対個人のものではなく、沿岸の漁業権をめぐるものであろう。宮本は両者の出入りにつき別な史料に基づいて、海士たちはその慣行による権利をかさに着て何かのことから鉄砲の者と争い、その一命をとるに至つたと記している。そして藩では海士がもつっていた「イルカ漁に関する独占的な権利」を取り上げ、かわりに「百姓立込江豚同前」とすると解釈している。¹⁹⁾ 藩の命令では、あわせて磯稼ぎについても地元民との入会にするということになつた。結果的に海士がこれまで維持していた漁業の特権が剝奪されることになる。だがここでも一つの疑問を呈しておきたい。まず以前から保持してきた「立江豚十分一銀被召上候」という文言の意義である。この十分一の利益配分とは「立込んだいるかの売り上げ代金総額の十分の一の額を、期間中の海士持場の迷惑料として、藩を経由して海士に支払われる金額。支払いの指示は藩が行う。(中略) 支払指示の初見は延宝元年(一六七三)²⁰⁾か」というものであった。また後述するが、鰯網を經營する者が磯江豚の害にたまりかねて捕獲することを願い出た文

書に、海士に対して一種の迷惑料として二十分一を渡すという文言が含まれている。これらに従えば、海士は宮本のいうような「イルカ漁に関する独占的な権利」を有していたのではなく、イルカ漁によって漁場が使用できない間の補償金を受け取る権利をもつていたということになる。したがつて今後は百姓たちのイルカ漁と同じに扱うということは、海士もイルカ漁を実施することがあるかもしれないが、収益の配分は百姓並とするという意味になろう。本来、沿岸の百姓たちが行うイルカ漁と海士の操業とは相容れない立場にあつたのである。しかしこの結果として現実には海士の漁業特権が制限されたことは間違いない。この背景には漁業権をきちんと監督下におこうという藩の方針を見ることができる。なお宮本はその事件が元来出稼ぎの仮住まいを続けてきた鐘崎の漁民たちが曲に定住していく原因のひとつになつたのではないかと推定している。

ただし、右の海士十分一については、文面だけから見れば今後停止するというふうになるが、後の正徳四年(一七一四)に四ヶ浦のイルカ漁に際して海士十分一が計上されているので、この時限りの処置であつたと考えられる。

(三) 江豚奉行と江豚運上金の変遷

1 江豚奉行の派遣

イルカ漁からの収益を確保するために対馬藩は、イルカ立込みの報を受けるや藩庁から役人を現地に派遣し、一部始終を監督するという制度を設けた。この役を「江豚奉行」「江豚檢者」といった。イルカ漁に関する現地監督の例としてはさきに駿河

葛山氏のもとにおいて「立物奉行」が任命されたことを見た。近世対馬藩においては「いるか（江豚）奉行」が任命され漁の管理に当たり、イルカ漁が実施されるたびに収益の一部を徴収していたのである。藩庁はイルカを網で囲つて確保したという報告を受けると、ただちに「いるか奉行」を現場に派遣した。年間を通じて定額の運上を徴収するのではなく、イルカ漁のたびごとに現場で管理する制度は他の藩にはなかつた。長郷嘉寿が執筆した『豊玉町誌』の該当箇所によれば、寄り魚やイルカなどの立魚の所得は「浮所務」と呼んで古くから重視されていた。なお類似の役名に「鰯奉行」「鯨奉行」があり、農業生産に見るべきものがなく経済的に恵まれなかつた対馬藩財政が、他国人の操業や各村々による漁業収益からの運上に大きく依存していたことがわかる。本節では同書および地元の研究家である大山甫氏の御教示にも依拠しつつ、対馬藩庁の日々の記録である「毎日記」（これは総称で、冊子によつて名称が異なるものがある）をもとに近世におけるイルカ漁の実態をまとめてみる。

「毎日記」の記載において、イルカ漁に際し藩庁から役人が派遣されたことを示す文章の初見は、『豊玉町誌』によると寛永十四年（一六二七）である。

「日 日記」寛永十四年（一六三七）十二月四日
峰郡佐賀浦いるか五六百立候由御案内
為奉行寺田主水佐・大槻次郎左衛門・清水又兵衛被仰付、
町も遣

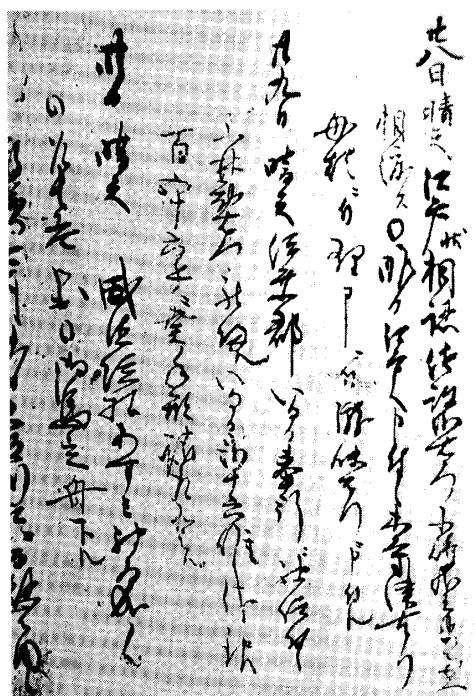


写真2 「いるか奉行」の文言が見える
(「毎日記」寛永18年3月29日
条:長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)

した)ので三人の役人を奉行として派遣したという記録である。じつはこの約一ヶ月前の一月九日に、仁位郷嵯峨村の給人三郎右衛門が「いるかノ儀付籠者（舎）」を命じられている（「御在国 日々記」）。給人は実質的な村の支配者であつたから、村全体がイルカ漁についての報告を怠つたなどの、藩にとつてのきわめて不都合な事件を起こしたと考えられる。さらに十二月二日にはこの三郎右衛門ら三人が成敗されている（「日 日記」）。そして同じ村に二日後、三人もの役人が送り込まれたのは、イルカ漁を断固藩の管理下におくという意志の表れであろう。このように村に派遣される役人について、「毎日記」に「いるか奉行」として登場するのが次の記載である。

「御留守中之日記」寛永十八年三月二十九日
伊奈郡いるか奉行ニ被仰付候小林勘右衛門罷帰ル、いるか
式拾六喉代銀百五拾六匁ニ壳、手形請取登ル

捕獲後のイルカは、いるか奉行のもとで入札にかけられ、価格の三分の一が地元、三分の二が藩庁に納められた。これは寄り鯨（瀕死の状態もしくは死体として漂着した鯨）の場合と同様の比率である。次の史料の表題で（郡）とあるのは、この日記が郡奉行所において記されたものであることを示す。

- ・毎日記（郡） 寛文十三年（一六七三）四月二八日
昨廿七日ニ大船越村之者網引ニ罷出候處、江豚立込、大船越御普請場迄注進仕候ニ付、高尾才右衛門中間平右衛門為見分罷出候、魚數廿六喉突揚ケ申候内、一喉ハゑひす魚ニ而内七喉ハ三ヶ壱の分魚ニ而村人ニ相渡、残魚拾八喉差登せ候内、一喉は魚初二御下屋敷ニ差上ル、同拾七喉ハ入札ニ而御目付阿比留甚左衛門殿之仰付売、一喉ニ付七匁五歩宛
- ・毎日記（郡） 延宝六年（一六七八）七月一九日
銀六拾六匁壱分八厘ハ 三ヶ一千尋藻浦人ニ被下候分同拾式匁ハ魚見付候者ニ被下候分

右二口ハ六月二九日ニ二千尋藻浦ニ立候江豚式拾九喉ノ代銀之内、算用相極村人ニ被成下、如此仁位草使善兵衛ニ渡ス、委ハ指引帳ニ有之

史料からわかるように、捕獲したイルカは現物で村人に引き渡される場合と、売却代金の一部を与えられるという場合があつたが、いずれにしろ村人の取り分は三分の一である。なお文中の「ゑひす魚」とは名目は漁神である恵比寿様への供え物という意味だが、結果的には村人への慰労金に相当する。また「魚

見付候者ニ被下候分」というのは、群れの第一発見者への報奨金である。これは別名「目の皮」とい、群れが発見されなければイルカ漁ができないため、全国どこの例でも発見者に対してはとくに手厚い報奨が与えられている。

さて、村人取り分が全体の三分の一ということには不満の声が上がっていた。イルカ追込み漁には多大の労力が必要とされるのに對して、労せずして入手できる寄り鯨と同じ扱いであつたからである。そこで天和二年（一六八二）になつて官民の割合は半々に変更され、寄り海豚だけが従来通りとなつた。したがつて、従来の「立江豚運上銀」は「江豚半分銀」ともいうようになつた。貞享四年（一六八四）二月、四カ浦の浦人が千尋藻浦に八〇〇ほどと思われるイルカを立て込んだ時には、藩役人立ち合いのうえで一〇日間かけて取り込んだ。総数は予想以上で二六二二頭に上り、代銀は一三貫一七八匁三分五厘、諸経費を差し引いた運上銀が五貫九二〇匁六分二厘であつたので、浦方の取り分もこの程度であつたと推定される。

2 江豚漁と対馬藩財政

ここで、いるか奉行として派遣されるのは、どういう人物なのかをあらためて「毎日記」を見ることで推定してみたい。まづ具体的な記述を示してみる。

（表紙）

| |
|--------|
| 天和二年壬戌 |
| 毎日記 |
| 正月迄 |
| 十二月迄 |
| 御郡奉行所 |



写真4 おろしか浦に江豚20喉が
入った記録(「毎日記」天和2年1月7日条:長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)

写真3 天和2年の「毎日記」表紙
(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)

為檢者大浦九郎左衛門・下目付老人・中間老人、則夜前被差下候由、於御下屋敷御月番多田與左衛門殿江申上ル

正月十三日雨天南風

(詰・出の役人名省略)

○ 大浦九郎左衛門江豚檢者ら罷歸入札二而相私申候由、於御下屋敷御月番多田與左衛門殿江逐御案内、則江豚數參拾六喉立込申候内、大拾六喉ハ一喉ニ付五拾五匁式分五厘宛、中拾五喉ハ一喉ニ付參拾五匁五分參厘宛、小五喉ハ一喉ニ付拾匁六分六厘宛、合代銀壹貫四百七拾匁式分五厘ニ壳立申候段申上、則入札も掛御目候

正月廿五日

(詰の役人名六名省略)

○ 大浦九郎左衛門・牛田福右衛門・勝井兵右衛門詰
当月六日、おろ鹿内ふけか浦江立込候江豚御運上並魚初尾代共二、合銀九百目五分四厘、嶋雄只右衛門・飯木伝左衛門致持參、樋口久米右衛門御取次ニ而御前江差上ル

七月九日

(中略)

○ 鳴瀬浦之者、磯江豚十喉突取候由ニ而、下知人小田与兵衛相副漕登候故、寄物立物之儀者、檢者を申し請候處、心まかせに突取漕登候段、役目中差寄吟味仕候處、下知人与兵衛並村之者共申候者、此磯江豚之儀ハ早速突取不申候へ者、網を破り逃申ものニ候故、遂案内御檢者を申請迄ハ滞留仕間敷候迎、立籠申候ニ取逃候而

者如何ニ存奉り佐々木弥之助ニ申談突取申候由申候、磯江豚之儀いかにも左様有之魚之由何も聞届、則杉村伊藏殿江御案内申上候処、例之通ニ入札ニ而売払候様ニと被仰付候、依之望之商人召寄、尤御目付衆壹人被仰付候様ニと御大目付袖岡弥三郎方江申遣候処、御歩行目付之儀ハ壹人も手透無之由ニ而、下横目伝五左衛門役目所江罷出候、則落札壹喉ニ付八匁壹分七厘ツ、ニ売り払入札數廿枚余有之

膨大な毎日記のうち天和二年の冊子の中で目に付いた部分を抄出したものだが、江豚漁に対する藩の対応がよくわかる。すなわち、島内のどこかの浦でイルカの追い込みに成功すると、直ちに藩庁の郡奉行所に報告が来る。すると常時奉行所に詰めている役人の中から誰かが選ばれ家来を連れて現地に急行する。正月七日の場合はおろしか浦とあるから、島の中央部（旧豊玉町の大漁湾）の俗に四ヶ浦というイルカ漁のもつとも盛んな地区であるが、そこに夜にもかかわらず大浦九郎左衛門が派遣されたのである。そして、現地で入札が行われた結果、銀一貫四七〇匁二分五厘の売り上げとなつた。この時点における運上金は収益の三分の二であったので、大浦九郎左衛門はほぼそれに相当する銀九〇〇匁五分五厘を持ち帰つて上司に提出し、それを受け取つた上司が藩庫に収めたのである。大浦は入札の結果を示す入札いわせだを上司に示し、不正のないことを説明している。なお金額が単純計算の三分の二よりも少ないので、いわゆる「目の皮」としてイルカ群の発見者に与えられる報奨などを差し引いたからであろう。

また七月九日の史料は、鴨瀬（現在の鴨居瀬）で磯江豚一〇頭を突き取つたという報告（漕登とあるのは、海路を来るからである）があつたのに對して、そもそもイルカ群を囲い込んだ段階で報告し、検者（いるか奉行）の到着を待つて捕獲するのが筋であるといつて、咎められた。それに對して、磯江豚というイルカは網を破つて逃げてしまうので、早々に突き取る必要があるのだと説明した。説明は認められ、たまたま人手がないなかで下横目伝五左衛門が派遣され、入札の結果と札を持ち帰つたという内容である。イルカ立込みに際しては、必ず役人の派遣を待つてから捕獲すること、派遣された役人は入札結果の証拠となる札を上司に提出するという定めになつていては、後述する。さて、正月の記事において引用史料の冒頭に人名を列挙したのは、郡奉行所の毎日記には必ず当日の「詰」、すなわち役所内に勤務している者と「出」すなわち出張中の者の名が書かれていて、今回のイルカ漁については、大浦九郎左衛門がその任に就いたということを示すためである。大浦は別の日には詰となり、あるいは領内のさまざまな事件に対応して出張している。ここに挙げられている者たちが、郡奉行の配下として東奔西走していることがわかる。対馬藩の行政組織については研究が進んでいるが、農村の支配にあたつた役所の詳しい機構や運営については、未詳のことが多い。余談ながら「毎日記」の詳細な分析が待たれるところである。

もう一点、「毎日記」を見ていて判明したことがある。それは、この場合はイルカ二〇頭を確保したという報告によつて出張し、実際は三六頭が捕獲されたのだが、たとえ一頭であつても、郡

奉行所に報告が来ていることである。つまり対馬藩にとつて、イルカ漁からの収入がかなり重きをなしていたのではないかと考えられる。日本その他地域においても当然ながら運上金の取立てはあつたが、このように強固な徴収の仕組みが存在したのは対馬藩だけである。捕鯨にくらべればはるかに金額は少なかつたと思われるが、捕鯨は請負った専門業者に対する課税であるのに対して、イルカ漁の場合は在地の集落を単位とする漁業であり、それがかなりの収益を上げていたとすれば、藩とても無視することはできない。役人を派遣しても見合うだけの税収があがるという意味でも、藩財政にとつてかなりの重みをもつていたのではないだろうか。また、さきに引用した延宝六年の記事の末尾に「委ハ指引帳ニ有之」という文言があった。これは藩の收支を示す帳面にイルカ漁からの収入が記載されていることを示している。指引帳の分析ができればイルカ漁からの収入が藩財政に占める比率が判明し、全国的にも稀なイルカ漁と対馬藩の特殊な関係が明らかになる可能性がある。

以上は積極的なイルカ追い込み漁に関わる問題であつたが、「毎日記」延宝六年（一六七八）九月一日の項に、鰯網を操業していた佐野網方の申し出が記録されている。佐野網とは、泉州和泉の佐野の漁民が秀吉の朝鮮出兵に協力した功績に対し、鰯網漁の許可を得たという伝承のもとに、対馬の六十二浦を請浦として認められ、この中から居浦を選んで村方と協議の上で納屋場や、拝場を取決め、そこで鰯網漁を行っていたものである。このイワシ漁がイルカに妨害されるというのが訴えの契機である。

具体的には鰯網を操業中に、毎年磯江豚というものが通つて

漁の妨げになるので、手持ちの鰯網で捕獲してしまいたいといふ四月二十七日付けの願書が提出された。さきに見たようにイルカ追い込み漁については藩の厳密な規定がある。それにとらわれず、臨機の処置としてイルカ漁を認めるとともに、漁の取り分を通常よりも高い三分の二に増額してもらえば、漁に協力してくれる地元村人のためにもなること、また、「磯江豚之義各別之物ニ御座候間、御当地海土方へかまひ不申様被仰付可被下と奉存候」とい、漁の邪魔になるなどと言いそうな海士に對して、磯江豚漁への介入を差し止める措置を求めた。そのかわり、彼らには二十分一を渡すことでトラブルを避けようとしたのである。この願いは望み通り認められ、特例として運上は三分の一に減額された。

さきにも出てきた磯江豚とか瀬江豚といふのは、『豊玉町誌』では「いるかのなかに、この国の浦人達に『磯いるか』又は『瀬いるか』と呼ばれている種類があつた。おそらく磯瀬につく習性の故に、そのような呼称がうまれたのかも知れない」としている。『対馬記事』（下巻）の土産考に海豚の項があり、「曰於畿太吾海豚曰鼠海豚曰磯坊」すなはちイルカの種類に、オキタゴイルカ、ネズミイルカ、イソボウという三種類があるとしている。呼称の類似からみて磯坊というのが、磯江豚のことをさすのは間違いない。では正式の種名で何に相当するのだろうか。さきの「毎日記」では、磯江豚一喉が八匁とあつた。同年のイルカの価格は大が五五匁、中が三五匁、小が一〇匁ほどであった。これと比較すると磯江豚壹頭が八匁といふのはいかにも小額である。よほど小型のイルカで、かつ磯に付くといえば、小型のスナメリをさすのだろうか。あるいは、価格をべつにすれ

ば、イルカの種類ではなく、何らかの理由で回遊をやめて一か所に定着してしまった群れをさすものかもしれない。現在盛んになっているイルカウォッチングで多くの観光客を集めている熊本県天草の通詞島や伊豆七島の御藏島近海のハンドウイルカの群れはすっかり定着していて人気を集めているのである。あるいはもつと単純に単に漁場をかすめて回遊していく群れをさしたのかもしれない。イルカがイワシを追つて網にかかることはままあり、福岡県柏原郡新宮町磯崎神社には、新宮浦鰯組が天保五年（一八三四）に奉納した大きな絵馬がある。²²⁾ イルカを抱え込んだり鉛で突いている人物も描かれており、おそらく海岸近くまでイワシを追つてきたイルカの群れを鰯網の仲間で捕獲した時のものであろう。ただし、後述するがイルカ群を囲い込んだあとで手近に引き寄せるために鰯網を利用している例があるから、この取り込み風景は意図的な捕獲であった可能性もある。

この磯江豚に関しては、取り分三分の二という例外が認められた。こうした前例ができつつあるなかで、浦方からは、しょせん半々ではやる気がおこらず、小さい群れは見逃してしまうということになれば、結果として藩の収入も減るというような理屈が唱えられ、正徳元年（一七一一）十一月二十日、配分は諸経費を差し引いた残りの三分の二を浦人へ、藩は三分の一という比率が確立されたのである。

なお、類似の制度としての鯨奉行、鰯奉行についても『豊玉町誌』（三〇〇～三〇九頁）によりながら触れておく。対馬近海では早くから鯨の突き取り漁が行われていて他国の鯨組の操業が多かつたが、対馬の町人の組もあつた。特記すべきは、寛文

六年（一六六六）に、初めて突き捕りの鯨漁を監視する「鯨奉行」二名が任じられたことで、漁期中は基地となる浦に駐在して船改めをおこなつた。最初は西目（島の西側で朝鮮に近い）の鯨組に限られ主目的も密貿易防止にあつたが、やがて東目も含んで鯨場の秩序や風紀維持、捕獲本数の確認までを行うようになり、突き上げた鯨の種類と本数を飛脚によつて藩庁に注進した。延宝五年（一六七七）に「鯨なや奉行銘々」の業務を定めた六か条の壁書の第六条に「鯨突候刻、注進可被申越候事、尤何日ニ何本突候と之控帳仕置、上府之節、勘定所・郡奉行所へ可被差出事」とある。ただし、鯨奉行という役名そのものは寛永十八年（一六四一）にすでに藩庁の記録に見える。これは、寄り鯨が発見されたとき現地に派遣されたものだが、ここに見るように鯨組の拠点に駐在する役人が鯨なや奉行に任じられたので、寄り鯨に関わる役はのちに「寄り鯨檢者（または檢使）」と呼ばれるようになる。ここで寄り鯨の処置について触ると、発見の報により鯨奉行を派遣するが、その際には府内の問屋に現地での入札に参加させ、その落札価格の三分の一が地元に、残りの三分の二が鯨運上銀とされた。最初の頃は派遣されてくる役人の経費は別途支給されていたらしいが、遅くとも元禄三年（一六九〇）には入札金額からまず諸経費を差引き、その残額を配分する方式に変わっている。また、寄り鯨ではなく海上で生きている鯨を突き捕つた場合には、配分比率は官民逆になり、三分の二が地元に与えられた。イルカに関する比率も最終的にこれにならつたことは先に触れた。

つぎに鰯漁であるが、佐野網では年間一定額の上納銀を課せられ、操業手続きや諸魚の売りさばきは、すべて府中において

表2 近世におけるイルカ漁の差引配分例

| | | | |
|----|---------|--------------------|---|
| 概要 | 時 | 期 | 正徳4年(1714) 8月12日~17日 |
| | 場所 | 仁位郷四ヶ浦横浦領ふけが浦 | |
| | 魚高 | 江豚415喉 代銀12貫508匁1分 | |
| | 検人 | 役人数 | 御徒目付1人 下目付1人 出運上方御徒1人 使番1人 御郡方足軽1人 (計5名) |
| | 浦 | 方 | 大千尋藻村 小千尋藻村 鎌川村 横浦村 (計4ヶ浦) |
| | 入札代銀 | | 12貫508匁1分 (415喉売上) |
| | 入 目 | | 1貫250匁8分 海士へ下され10分の1銀 12匁0分 魚見出入人に下さる御祝儀銀 42匁9分 役人旅籠銀御祝儀銀 |
| | 差引残銀 | | 11貫202匁4分 |
| | 配 分 | 運上銀(A) | 3貫734匁1分4 (3分の1運上分) |
| | 浦方請前(B) | | 7貫468匁2分6 (3分の2受前) |
| 上納 | 魚初尾銀(C) | | 90匁4分 魚初尾21喉代 |
| 上納 | 上納分 | | 3貫824匁5分4 (A)+(C) |

出典:『豊玉町誌』294頁

問屋を通して行われた。いっぽう、対馬八郡の浦々ではそれぞれの地元民によつて鰯の曳網が行われており、地網と呼ばれて佐野網と区別された。藩ではこれらの地網の操業について検分のためにその都度「鰯奉行」を申しつけ、それによつて三分の一の「浦運上」を納めさせた。こうした比率は漁獲物全般に共通していたことになる。なお、干鰯を他国に積み出す際には別に「浜出し運上」を課した。また、対馬の沿岸には鰯(ブリ)の豊かな回遊があるので、それをねらつて網漁をおこなつた鴨居瀬村・千尋藻村・佐護郡の湊村の三カ浦には毎年鰯上納が課せられた。鴨居瀬村は八六匹、他の二カ浦は七五四匹とされた。これら領主側の記録に對して、漁民側のイルカ漁の配分に関する資料は近世においてはほとんど見られないのだが、正徳四年(一七一八)八月に四ヶ浦に立て込んだイルカ四一五頭の利益配分を記した覚書(『豊玉町誌』所載)の内容をみてみよう(表2)。八月一二日から六日間にわたつて取り込まれたイルカ総数は四五頭で、総額一二貫五〇八匁一分の売り上げとなつた。ちなみにつこの時には、足軽まで入れて五人の役人が來てゐる。この金額から海士に対する十分一、発見者や役人への祝儀、さらにつこの運上を引いた残りの、七貫四六八匁一分四厘(村の取り分である三分二)から初尾二頭分を差し引いた七貫三七七匁八分六厘が村人への配当金となつた。これを四ヶ浦の人数に合わせて村毎に配分した金額をみると、大千尋藻が、三五人で二貫二四五匁四分、小千尋藻が二一人で一貫三四七匁二分五厘分、鎌川が三〇人で一貫三四七匁二分五厘分、横浦が二九人で一貫八六〇匁五分となる。人数合計一一五人、一人平均で六四匁一分五厘五毛となつた。このときの四ヶ浦の全戸数と人口は

不明だが、元禄一六年（一七〇三）分の「対州郷村帳」による総人数は二五九人である。配分を受けた人数との大きな食い違いは、配分対象として、一定年齢以上の本戸の男子を想定しているからであろう。近代のものではあるが、大正一二年改正の四ヶ浦民法新規約には、一四歳以上の男子に配当すると定められており、これは旧来の習慣をある程度継承したものと推定されるから、ここに挙がっている人数も同じような基準によつているとみられる。

明治になると組織や利益配分等に関する取決めが文書として残されている。また何よりも、実際にイルカ漁を行つたときの体験談がある。次に、それらをもとに、イルカ漁が実際にどのように行われたのかを見ていくことにしよう。

二 近代におけるイルカ漁と女性による鉛打ち

イルカが回遊してくる時期は必ずしも一定ではない。その種類は、ネズミイルカ、ハンドウイルカ、マイルカ、それにゴンドウである。対馬ではとくにネズミイルカが大漁に捕獲された。ハスの出でていないイルカが多いというのが、このネズミイルカのことであろう。イカ漁にいたりイルカに追い上げられたイカが真っ白い固まりになつて浮いていたということもある。大規模なイルカ漁が行われなくなつてからは、漁師にとつてイルカは邪魔な存在なので、銛を銃で打つて追い散らしたこともあつた。イルカ漁が最も盛んだった豊玉町の四ヶ浦の一つ、鎌川の杉原久さん（昭和九年生まれ）の話からイルカ漁の概要を紹介し、続いて重要項目ごとにあらためて問題点を考察するこ

とにしたい。

杉原さんは、イルカをとることを「ユリカドリ」といい、昭和二六年に浦の学校前で千本余りとれたのが最後だつたと思う。この鎌川を含んで、四ヶ浦というのは、大千尋藻・小千尋藻・鎌川・横浦である。このあたりの集落では旧十月十日に浦祭りという大きな祭礼が行われるが、その中心になる若者が集落ごとに一三名ずつ決まつて、一三名は各家の長男のみで学校卒業とともに参加し、誕生日順で下から一番、二番と番号で呼ばれる。一三丁の櫓を備えた和船の漕ぎくらべともいいうべきフナグロにもこの組織が活躍するので、櫓一丁、トビ一丁、櫓を押す時につける紐（ハイコという）は若者に入る時に必須の道具である。イルカとりに際してもそれぞれに役割が振られる。たとえば番号で一番の人の役をオモテマワリというが、漁に際してはイルカを引き寄せる道具であるトビ・包丁などをまとめて保管する。トビの柄には家印が切つてあるが、現場では赤いキレをしばつて目印にした人もある。トビは金具部分が長さ約五寸、柄は二尋くらいだつた。

杉原さんによれば濃部では海が見える岡の上で老人が見張つたとも聞いている。そうだが、偶然に発見されるのが普通である。第一発見者をメノカワといい、漁のあとで特別な配分がある。発見は日中とは限らない。冬の夜、和船でガスランプを使用するイカ釣りに出ている時など、海面からブーブーなどと音が聞こえるので暗くても気がつく。海から大声で叫ぶと、夜中でも誰かが聞きつけ、村中に知らせてまわる。イワシを引く網を使って仮仕切りをし、のちに共有網で囲う。

イルカが来ると「オキドメ」といつて、湾内の漁はいつさい

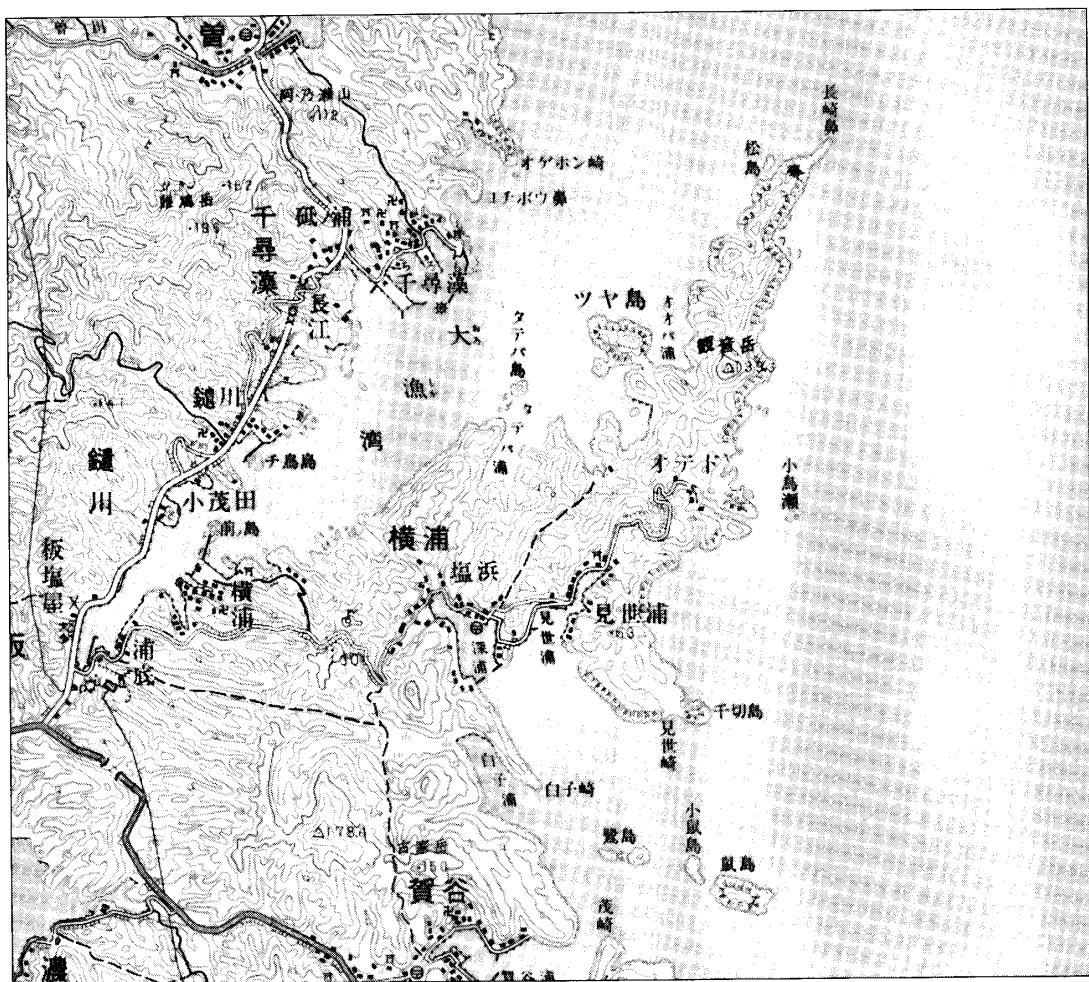


図2 大漁湾と四ヶ浦（5万分の1地形図「仁位」より）

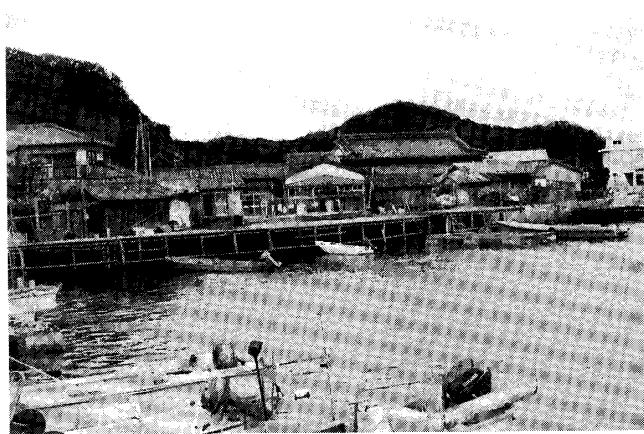


写真5 大千尋藻集落（2005年9月撮影）

禁止となる。湾口から追い込むような時には、船べりを叩き、カタオシが仕切った網に追い込む。すると、大千尋藻と鎌川、小千尋藻と横浦から各一隻、女性を二人ずつ乗せた舟が漕ぎだして、どちらの舟の女性が最初にイルカを突くかを競う。女性の衣装は、赤いオコシ、絆の着物、タスキ掛け。真っ白な鉢巻きをしめる。女性が一番鉢をうつたイルカを大漁湾のいちばん奥になる浦底に引き上げて海岸でチマツリ（血祭り）が行われる（血祭りという表現は大漁湾の四ヶ浦でのみ使われる）。大きな鍋で醤油・砂糖といっしょに肉をたき、各自で皿をもって浜に

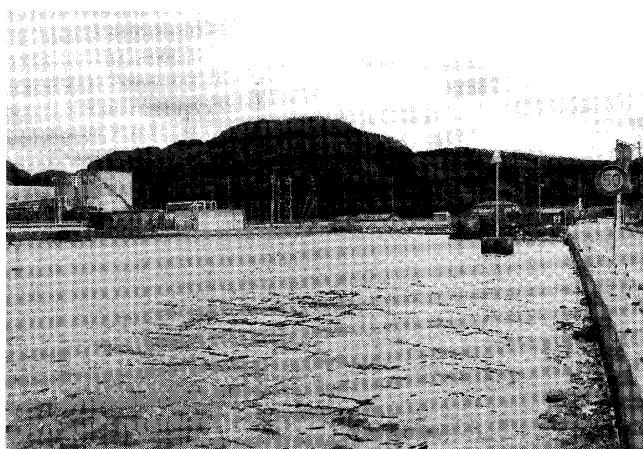


写真6 四ヶ浦の浦底。現在は埋め立てが進んで昔の面影はみられない (2005年9月撮影)

浜にはヤクインバ（役員場）が設定され、各集落から区長・世話役が各一名、ムラギミが一人ずつ順番制で出て一切を仕切る。この役員場の設置は、近世における江豚奉行（江豚検者）が取り上げの一部始終を見極めるために陣取つたことの名残かもしれない。水揚げしたイルカは仲買人や隣村の希望者にも売り、残りを集落の大きさに応じて配分する。中には男の頭数でわかる集落もあるが、鎧川では一五軒のホンコで等分する。この肉を親戚などにも分配する。浜で火を焚いて賑やかにわかる。役員の世話は若者がするが、夕方になると座が乱れてきる。世話のカスマキを買って名物のカスマキを買って来て、大きい、小さいで騒ぎになつたことがあつたとか、赤羊羹を食べすぎて小便が赤くなつた者もいて、病気だと騒いだこともあつた。「ユリカドリ」とい

出で食べる。焼いて食べる人もあつた。食べ終えたところで本格的な漁に入る。イルカの鼻先にカギをかけて浜にあげ、薙刀みたいなもので腹を裂く。血を抜かないと血臭いといって売れ行きが悪くなる。

浜にはヤクインバ（役員場）が設定され、各集落から区長・世話役が各一名、ムラギミが一人ずつ順番制で出て一切を仕切る。この役員場の設置は、近世における江豚奉行（江豚検者）が取り上げの一部始終を見極めるために陣取つたことの名残かもしれない。水揚げしたイルカは仲買人や隣村の希望者にも売り、残りを集落の大きさに応じて配分する。中には男の頭数でわかる集落もあるが、鎧川では一五軒のホンコで等分する。この肉を親戚などにも分配する。浜で火を焚いて賑やかにわかる。役員の世話は若者がするが、夕方になると座が乱れてきる。世話のカスマキを買って名物のカスマキを買って来て、大きい、小さいで騒ぎになつたことがあつたとか、赤羊羹を食べすぎて小便が赤くなつた者もいて、病気だと騒いだこともあつた。「ユリカドリ」とい

うのは、こうした賑やかな作業の代名詞である。
オカにあげたイルカに、元気のいい女の人がアカベコ（腰巻）をかぶせると、そのイルカは女性全体のものになる。これをカングラといい、売った費用で女性だけの宴会を開く。これを腰巻カンガラという所もある。²⁴⁾

各家に持ちかえつたイルカの肉は、薄く切って、湯がいて、酢味噌で食べる。内蔵はヒヤツピロという。不要部分は各家のホリコミにぶちこんで肥料にした。「イルカの血を飲むと産後の肥立ちによい」「冷え性の人はイルカを喰うとよい」という。イルカを売り歩く行商人が、「イルカ、イランカ」と言つて話の種にされたこともある。どこかの浦にイルカが上がると聞くや、早速買いに行くほどイルカ肉に対する嗜好は皆もつっている。大小の肉をカズラ（葛茎）や稻藁で通して結わえ近隣の親類や知人たちへ贈り物にしたという。

なおイカを追つてているイルカを沖で鈎で突いた時、そのあとを追つてきたイルカもいたという。また、「ひとつ群れをとると、次が来るぞ」ともいう。

つぎに実際に鈎を打つた女性の話を紹介する。同じ四ヶ浦に属する千尋藻の筑城ミヨさん（明治四〇年生まれ）は、一七歳のときからイルカ漁に関わつた。イルカを囲つた網は女性が中心になつて引くのである。舟に乗つて鈎を打つたのは四二、三歳の頃で、その後もう一回乗つたことがある。一隻にロオシバン（櫓押番）の男が三人、女が一人乗る。「人の部落に一番鈎をたてられるもんか」と互いに張り合つた。まさにフナグロ（競漕）である。衣装は襦袢一枚に下は腰巻き、裸足に藁草履を履いて、頭には手拭いの鉢巻をねじ込む。年上の女性が「オレが



写真7 錘打ちの仕草をする築筑
ミヨさん (1990年9月撮影)

打ち込んだら、じき打ち込め」と指図してくれる。片足を舟端にかけ、錘をかたげて(構えて)「今だ」と言われたときに打つ。このイルカがあとで女たちのものになった。縁側で錘をうつ恰好をしながら、「懐かしゆうて。やっぱ好きじゃけんの」とミヨさんは語ってくれた。

横浦の斎藤光枝(大正一二年生まれ)さんは、満一六歳で嫁にきて、二五歳の時に錘で突いた。四ヶ村(四ヶ浦)で各一人ずつ出ることになっていたので、二五歳を筆頭にそれ以下の嫁の順番を決めてあつた。部落の組み合わせが決まっていて、小千尋藻・横浦で一艘、大千尋藻・鎧川で一艘を出し、それぞれに女が二人乗る。女性の服装は二人とも、白ジバンに縞の手織りの着物の上にトモギレのハンチャ(半纏)を着て赤いオコシ(アカベコ)を出す。赤いタスキにタオルの前鉢巻。足ごしらえは女物のハンデン(=きやはん)をつけ、靴下に地下足袋。二人とも同じ衣装である。船の大きさは五ヒロほど。三丁打ち

といふ。二人のうち、どちらでも早い方が投げる。三人の男が錘についている綱をひき、これをオカの人へ渡してオカに引き上げる。女人四人のうち、三人まで錘をうつ。三番錘までユリカの賞品があった。一番錘はその部落で一本貰えたのでチマツリといつて、大きな鍋で肉をたいて食べる。チマツリは年寄り中心なので、それと平行して漁を行う。錘をうつ女性が孕んでいたり、月のサワリの時は「今度はツカエですよ」といつて役につかない。二六歳になつてしまふと、もうチャンスは与えられない。女人人があがつてきたイルカの一番太いものにアカベコをかけるとその村のものになる。

大千尋藻の原田いせ子さん(昭和七年生まれ)は、こうした女性の錘打ちの最後になつた人である。昭和二十七年(同二十六年ともいう)のことだつたと言うが、何年ぶりかで六〇〇頭ほどのイルカが入つた。地区的嫁のうち若い方から二人が出ることになつていて、いせ子さんが最年少の嫁であつたので、一歳年以上の原田つるえさんと二人で錘を打つた。衣装は縞の着物を着て鉢巻をし、脚絆をつけた。四ヶ浦からそれぞれ二人ずつ乗つた四艘の船が漕ぎ出し、競争で群れに突つ込む。イルカの背は滑るので女の手ではなかなか打ち込めないが、何度も試みたものだという。

旧豊玉町濃部では大山・糸瀬が一緒に漁をする。濃部の小杉キク枝さん(大正一四年生まれ)の話では、女で乗るのは三〇歳の人で余所から嫁に来た人は乗せない。キク枝さんが乗つたのはやはり三〇歳の時で、このあと二~三人がやつて来る。タオル鉢巻・長じゅばん(色は不定)・タスキはピンク。オナゴ二人が乗る。男が一人乗つて錘で突いてくれる。漕ぐ人も一人。

たくさん取ったイルカのうち一番大きなものに年寄りがオコシをかぶせた。

他村からの嫁にもやらせたかどうか、あるいは年齢など、漁に関わる地区によつて若干の違いはあるが、部落で選ばれた女性が互いに競い合つて一番鉛をうつこと、つまり女性の儀礼的な鉛打ちがなければイルカ漁は始まらないという点が共通している。これは、対馬のイルカ漁における最大の特色である。

また北見論文には挿絵として海豚取りの三人の女性の写真が掲載されている。白足袋に草履、裾の短い着物に前掛けをつけ幅広のタスキをかけ、頭には鉢巻をしている²⁶。

そこで現在では聞き取りが不可能になつてしまつた部分などを既刊の報告からも紹介しておきたい。まず日野義彦が女ハザシとして有名だつたという当時八三歳であつた杉カネさんから昭和四九年に聞いた内容を日野の報告から引用する²⁷。カネさんはおはぐろをのぞかせながらこの話をしてくれたのだという。

(イルカが入ると四ヶ浦の女達は)イルカの現物、金錢の配当もさることながら、三〇前の女達は、小屋に仕舞つてあつた晴れ着、それもイルカ捕りの時のみに着る紺の筒袖の着物、白の脚はん、裾に模様入りのゆもじ、色物のしごき、白足袋を胸はずませて取り出すのです。それも一組ではなくて、イルカ捕りが数日続くと、イルカの血や海水がかかると着れないで、着換用に数組用意します。十六歳になつた娘は年上のアネヤンにならつて、徹夜で縫い上げたりしました。特にモリつきの最初の仕事「ハツモリ」の前日、むらの髪結いは多忙でした。イルカ捕りに参加する女は、銀杏返しに結いました。(男は戦後は服

を着て参加したが) 女は昔ながらの艶姿で、ずっと、この前までといつても、二十年程前までは、イルカ捕りに従事しました。(イルカが網に囲い込まれると) 四ヶ浦のむらから選ばれた女ハザシの二人は、自分のむらの新船に乗り込みます。好みの鉢巻をしめ、紺の着物の両袖には手を通さずたらし、中に着ている白襦袢にいろいろとりどりのたすきを、りりしく掛けます。色物のしごき帯を腰に結んでたらし、からげた着物の裾の膝の下からは、ゆもじがのぞく姿を想像してください。ゆれる舟の上なので、すべらないように、白足袋に草履ばきで、手には一尋半(約三米)、径(約三糮)位の櫻の棒をもつていて。櫻の棒の先端には、「もり」をはめ、もりの尻には丈夫な長い綱がつけてあって、そのもりの綱の末端を乗つている二人の中老の女がそれぞれ握っています。女中老もハザシと同じ服装です。舟をこぐのは元気のいい若手三人です。

華やかな光景が眼に浮かぶようであるが、安比留の報告²⁸では、女羽差に二回選ばれた老婆の言として、初めて選ばれたのは一八歳で大千尋藻から出た。ジュバンもコシマキも新しく作り父親や親類から何べんもモリ投げのコツを習つたが、突く時は夢中だつた。その時は一番モリだつたがトモネリの腕のおかげだつたと思う。褒美は五円だつた。めがけたイルカがスーと潜り浮かび上がつてくる影が薄くみえたと思える時にモリを投げた。なお一番モリとして認められるにはモリに付けた綱を揚げ場の浜で待つてゐる村方に渡し第一番に引き上げることが必要だつたという。

伊奈湾における様子については宮本が「留網をいれると、女

を船に乗せて沖へ出る。（中略）女たちは晴着を着、たすきをかけ、鉢巻をしてモリを持ち舳先に立つ。船は男たちが漕ぐ。女は大抵若い主婦がえらばれる。そして最初にイルカにモリをあてると一番モリと言つて、そのイルカは女のものになつた。一番モリから三番モリまで女たちが突くと、それで男がとつてもよいことになり、揚網を入れて海岸近くへ引寄せ、長さ一ヒロ位のウチカギでうちこみ浜へ引き上げる。その時、女が来てひきあげたイルカに自分の腰巻をかぶせると自分のものになつた。これをカングラ⁽²⁹⁾と記している。

このように、対馬のイルカ漁においては女性の儀礼的モリ打ちがきわめて重要な意味をもつてゐる。このことについては、あらためて触れることにしよう。

三 イルカ漁に関する規約とその実際

（一）漁法と規約

対馬におけるイルカ漁に関しては、とくに近代以降の漁規約がよく残されている。それはイルカの捕獲が主たる生業であるからよりも、村を挙げての大規模な作業であり、すべての住民が何らかの形で関わる大きな行事、という性格をもつていたためである。なお対馬の特性として独自の村規約を定め厳格に遵守し、かつ共有文書は厳重に管理されている例が多い。

内容は近世以来の古い体制や慣行を下敷きにしており、かつては村の名を関した何何憲法ともいわれるほど厳しいものがあつた。たとえば四ヶ浦におけるイルカ漁についての厳密な規定の制定

もこのような風土に根ざすところが大きいと思われる。もちろんイルカ漁からの収益の大きさと、旧来の本戸が持つている特別の権利を維持するという目的もその背景にあろう。本節では、現在の聞き取り調査ではすでに分かりにくくなつてゐる部分を含め、イルカ漁の実際を規約等を基礎にしてまとめてみるとする。なお本稿末尾に原文を翻刻してあるので参照されたい。

メノカワ

イルカの群れは偶然に発見される。第一発見者に

対してはメノカワ（目の皮）と称する特別報酬が与えられる。

これは、近世の史料においては十二匁と定められていた。明治以降の各浦の規約を見ると、三里では、明治二八年に「目代」として売上高から運上金を差し引いた残りの五歩（五%）、昭和二年には、売上価格が千円未満の場合は見合せ（妥当額を検討すること）、千円から一万円までは三歩、それ以上の場合は一万円を限度、と改訂された。そして昭和二年には「見合」となり定額から状況に応じての報奨となつた。四ヶ浦では、大正十二年の規約に「目ノ皮ノ部」が定められ、鯨一本は一五円、イルカとマグロの場合は、百本以上の場合に限り、売上高の平均代価の一本分、それ以下の時は見計らい、とされている。対馬の場合には戦後の伊豆各地で盛んに行われたような船を出しての組織的な探索は行われなかつた。あくまでも他の漁に際して偶然見つけるか、場合によつては高台において老人が海を自主的に見ていて群れを見つけるといったことに止まつてゐた。

追い込み イルカの群れが発見され村人に知らされるや、千尋藻の場合ただちに村舟（地舟、早舟ともいう）に村網を積み込んで大漁湾の入口に向かう。四ヶ浦からそれぞれ漕ぎだした舟が群れを湾内に向かって追い込む。このとき、使用されるの

がブリキとかカズラと呼ばれる道具である。ブリキというのは、フシやカエデ等の木を長さ三尺ほどに切つて皮をむいたもので、その一端を長さ二百間ほど、太さ一寸ほどの太い藁縄に六尺くらいの間隔を空けてカズラで結ぶ。したがってこの用具がブリキともカズラとも呼ばれるのである。カズラには重しとして碇石を吊るして網を上下させる。ブリキが海中で光り、イルカはそれに怯えて追い込まれていく。同時に乗船者は船端を木で叩き大きな音をたてる。

網の張り掛け こうしてイルカが湾に入り所定の位置を過ぎたところで湾口を大きな網で締め切る。たいてい横浦側のツヤ島から対岸の千尋藻側の鬼島にかけてである。これを一番張りといふ。大引網は藁製で六尺目の三〇節を一反（一反は二〇尋）とする⁽³¹⁾。イルカの身体からいえば楽に通り抜けられる大きさだが、決して潜り抜けることはない。普段、この網は村小屋に保管しており、イルカ発見と同時にただちに船に積み込み、集落ごとの競争で沖に運んだ。というのも、大引網を最初に入れた一番張りには割増配分があつたからである。一番張りの内側では、再びカズラを使つたり、船端を叩いたりしてさらにイルカを湾奥に追い込み、必要に応じて順次二番張り、三番張りが行われ、群れを浦底に追い詰める。なお、明治一年旧正月に三里の寄合で定められた規約では、一番張りは売上の九%、二番張りは七%、三番張りは四%となっていた。この割合は同二八年にも確認されている。しかし戦後すぐの昭和二年にはそれぞれ一%ずつ減少している。

いっぽう四ヶ浦の大正一二年の規約では最初に張り切った網に対して五分の一（全体の二〇%）、二番張り以下はその中から

三分の一（全体の六・七%）、三番張りはさらにその残りの三分の一（全体の四・四%）となる。したがつて一番張りの配分が高額にみえても、三番張りまで配分があれば順次残額が減つていくため実質は八・九%となり、さきの三里の配分率と大差ないことになる。なお二番張りが無かつた場合でも一番張りの配分額から三分一は引き去られ、四ヶ浦に配当されることになつていた。

濃部などでの戦後の規定では一番張りに対してもイルカ二〇本以上の場合に一本で、それ以下の場合は配分なく逆に大量にとれた場合は合議して決めることになつていた。

なお参考までに文政二年（一八一九）作成の奴加岳村小綱に



写真8 イルカ漁に使用した網
(旧美津島町横浦、1995年10月撮影)

合と比較してみよう。奴加岳村は、浅茅湾における海豚の配分規定を示し、近代の場合と比較してみよう。奴加岳村は、浅茅湾に北側から突き出した逆T字型の半島に位置している。これは宮本常一が紹介している。これは宮本け根の西側に位置するものであるが、資料中に出てくる四ヶ村とは、小綱・大綱、志多浦・銘のことである。戸数は合計で一五〇

戸ほど、網は共有のものが三張あつた。

一一 網方村方仕分ケ何れも網方ハ四分村方ハ六分方
御運上魚式歩方上納
残ル分ニテ張留料魚式分方相与ヘ
但シ張留壱番張式番三番之御分ケ
壱番ハ式歩方之内六歩方相与ヘ
残ル四歩方ヲ又式番ばかりに相与ヘ
残ル四歩ヲ三番張ニ相与ヘ
ぬれしろハ式勺中ヨリ其時々見合を以相与ヘ
内網船前同断

但し

外之船ハ村万（方カ）之分ヨリ相与ヘ
残ル四歩網屋、六歩ハ村四ヶ村
三勺ニシテ但シ外之諸公役ヲ通三勺定
右者文政二巳卯七月六日江豚張留ニシテ分ケ方仕分ケ
尤其外鰯等ニ至ルたち物類之節茂以来如斯取極申候
以上

宮本の解釈によれば文中の分・歩・勺はいずれももとの数字の一〇%を意味するとされるので、それに従つて図3を作成してみた。漁の利益配分はまず全体から第一の項目を所定の割合で引き去り、その残額をあらためて一〇〇として、そこから次の項目を割合に基いて引くという形で、次々と基礎となる数字が減っていくのが通例である。したがつて最終的に、それぞれの項目が全体の何%になるかは、掛け算を繰り返さないと見え

| ①総収益 100 | | | | | |
|----------|--|-------|--------|-------|------------|
| 20 | ② 80 | | | | |
| 運上 2步 | 16 | ③ 64 | | | |
| | ぬれ代 張留料 (一 番 ・ 二 番 ・ 三 番) | 19.2 | ④ 40.8 | 26.88 | 村四ヶ村 6步 |
| ①×0.2 | 魚2步 ②×0.2 | ③×0.3 | ④×0.4 | ④×0.6 | |

図3 文政2年奴加岳村江豚漁収益の配分

網かけ部分の数字が各名目の実質的配分高の割合となる。
宮本常一『対馬漁業史』(著作集㉙P141~142)より作成



写真9 大網から小網を望む（2005年9月撮影）

さて再び近代の追い込みの状況に戻る。このように場合によつては三重に網をかけてイルカを岸に寄せていき、最後はメズマリといつて、一尺目ほどの網を張りまわし、イルカを完全に囲い込む。なお四ヶ浦の大正十二年規定第三項にみえるエギリ網は順番に借りることとして、その順番を示す伊勢松とか谷作という人名が見える。このエギリ網といふのは張切網の内側に使用する網のことといい、当時はイワシの地曳網を使用した。人名はその網元を示すも

てこない。図中の網かけの数字が、各項目の全体に占める割合を示したもので、その合計が図の中の①、すなわち一〇〇となる。また右の引用史料に定めている一番張から三番張までの配分の仕方は、先にみた四ヶ浦の大正十二年規約と同じ考え方拠つてることがわかる。したがつて図中には表していないが、結果的には一番張りの取り分が全体の九・六%となつて明治期の各地の例と大差なかつたことが分かる。なお、この地区では大敷網の発達とイルカの回遊が少なくなつたことにより早い時期に消滅したとされる。

のである³³。
ここまでくると群れの規模も明確になるので、関係者が協議して今後の段取りを決める。数百頭を超えて一度に取りきれないう時は、数日かけて取り上げる。その間、イルカが逃げないよう見張りをする役があつた。これを夜番と称し、若者たちが勤めた。たとえば、四ヶ浦の大正一二年規約では「夜番賃」として二円以上五円までの間で支払われ、出た者には一人前白米六合が支給された。

イルカ漁への動員体制 イルカ漁からの収益は近世以来、村の支配層を構成していたホンコとよばれる家々だけがその恩恵にあずかることができた。イルカ漁には男子は一六歳で初めて参加し、六〇歳になると引退する。若者のあいだでは年齢によって役割が細かく定められていて、さきに一部を紹介した一三人の役割分担は、日野氏によると、ブリ船には十二番を船頭に、一、二、六、七、八、九、十一が乗り込む。十三番はオカで指示を出す。また残りの三、四、五、十番はカタオシといつて網船に乗り込む。十番がトモ櫓を漕いだといふ。

四ヶ浦では一六歳にならない子供たちは自分の村の六〇歳以上の老人を村舟にのせて浦底（湾の最奥部）で見物させるならわしであった。また一六歳から三〇歳くらいまでの百人ほどの女性が大千尋藻と鎧川の組、小千尋藻と横浦の組の二手に分かれ、一番内側に張られた大引網を引くことになつていた³⁴。

こうした浜辺での作業の全体指揮は区長や総代、それにムラギミと呼ばれる人々がとる。ムラギミとは四ヶ浦から各二人ずつの計八名で、大漁祝いの金錢の管理をしたり貯いもした。

もうひとつ興味深いのは、四ヶ浦の規約のなかで、網を張り

切つてからの揚げ方初日には六十歳以上の男子がでて女子は留守番をする、また揚げ方が数日に及ぶときは二日目から男女とも火の用心と周辺の監視のために留守番をするという規定があることである。これは千尋藻（元禄二年）や鎌川（天保二年）で村の大半を失う大火があつたことも影響していようが、イルカ漁は年に多くて数回、場合によつては数年に一回という珍事であり、周辺からも大勢の見物が訪れて漁の様子を見守つた。当然よからぬ輩が入り込むこともあり、それに備えての留守番だと思われる。

ハツモリ 捕獲にあたり、最初に女性による鈎うちが行われるのが対馬イルカ漁の最大の特色である。この儀礼はハツモリともいわれ、その様子はさきに体験者の話を紹介した。これに關しても規約がある。たとえば、大正一二年旧六月拾五日の四ヶ浦の規約は次の通りである。

- 一、鮪張切タル場合ハ從来ノ旧慣ニ依リ女ヲ以テ最初一番ニ掲方ニ付契約スル事左ノ如シ
- 一、壱区ヨリ女武名男子参名出場ノ事
- 一、各区ノ突船ハ揚ケ網ノ後口ニ廻リ勢揃ヒナシ役人ノ指揮ヲ待ツ可シ
- 一、役人ノ合図ヲ同時ニ網内ニ押シ込ミ持ナス事
- 一、壱番ヨリ式番迄賞品ヲ付与ス
- 一、本年度壱番鈎ニ対シ金武円武番鈎ニ対シ金壱円ヲ付与スル事

これによれば、各区から女二人、男三人が出場し、役人の合



写真10 濃部で使用されたイルカ漁の道具
(旧美津島町公民館所蔵、1995年10月撮影)

お、前年の規約では、一番鈎に与える「ネル一丈」を優勝旗として揚浜（イルカを取り上げる海岸）に用意しておく、二番鈎には「洋手拭三筋」が与えられることになっていたとある。³⁵また同じく四ヶ浦の昭和六年十一月三十日の決議事項には、参加する女性の条件が次のように規定されていた。

図でいつせいにスタートすること、二番までは賞品が出ること、さらに一番には二円、二番には一円が与えられることがとなつていて。これにはハツモリで捕獲したイルカ一本とともに女性たちの宴会の資金源になつたから応援にも熱が入り、かつ本人も責任を感じて必死になつたことが推察される。な

- 一、鮪取上ニ際シ女各区ヨリ武名宛ツ突キ船ニ乗ル者ハ数工年武拾五才以下ト定メ年齢ヲ越エタル者ハ無効トナス
但シ日支工及ビ身支工等ニテ乗ル者無キ時ハ四ヶ浦ノ役人ノ許可ヲ得ル事

文中の「日支工」とは服忌中という意味、「身支工」とは生理中であることを示す。

実際の体験者の話の間にさまざまな食い違いがあるのは、かなり昔の体験であることと同時に、年によつて規約が変更されていることも原因になつていよう。

捕獲 女のハツモリのあと、四ヶ浦での海岸において血祭りと称する饗宴が開かれる。同様なことは他の浦でも行われたようだが、この血祭りという言葉は四ヶ浦でしか使われていなかつたといふ⁽³⁶⁾。

ついでイルカの取り上げに移る。網に囲い込まれているイルカに対しても鉛を投げたり、あるいは網をいれてイルカを海岸に引き寄せる。若者たちが海中に入り、トビでイルカを引き寄せ、イルカ包丁で腹を裂き、心臓部に止めをさして浜にあげる。海岸には引き揚げられたイルカが並べられ、入札によつて商人に引き渡される。参加者への配分はこうして売却した売上代金をもとに行われる。次のカンダラも肉そのものを配分するのではなく、売却代金を若者の活動費としたのである。

カンダラ 漁村の習慣として、全体の集計から除外されるよう漁獲物の一部を隠しておくことが行われた。九州では広くこのことをカンダラといい、イルカ漁についてみると、女衆がおこなえばコシマキカンダラ、若者が行えばカクシカンダラとよばれた。静岡県の伊豆地方では、ドウシンボウと呼び、やはり若者たちによつて行われた。カンダラは捕鯨に際して盛んに行われたもので、まさに祝祭的な色彩をもつてゐるために早くから注目され、関連論考も多い。これについては後述するが、やはり規約のなかにカンダラに触れている部分を紹介しておく。

明治三六年の四ヶ浦民法には次のような条文がある⁽³⁷⁾

第一項 寄魚、立魚等ニ於テ五十二人ノ若士ニ関スル浜盜ノ義ハ、一節一本タリトモ致サセ間敷候事
第二項 嚴然タル決議ノ上ハ、以後若士ニ与フル配当ハ一割五分ト定メ支給スベキ事
第三項 若シ万一若士逆動心ヲ生ジ、一本タリトモ浜盜ヲ為シタル時ハ、右割方ヲ決シテ与ヘザル事、斯ク割方モ今般ヨリ五歩ヲ増加シタル末ハ嚴然たる民法如斯

また昭和二一年の三里地区の規約では、「従来ノカンダラハ廃止シ若者ニハ報酬ヲ与フ事」とある。つまり、地区により時期の遅速はあるものの、従来のカンダラ黙認を改め、正規の報酬を与えるということにかわつたのである。このことは、カンダラがかなり大がかりに行われ、目にあまるようになったことを表すのだろう。同時に、若者たちの行動がムラの役人たちのもとに統制されていく傾向を示している。

利益配分 イルカ漁収益の配分については、さきに近世の例を示したが、明治以降になると規約に基づいた実際の配分記録が残されていて、定められた項目にそつた具体的な数字を見ることができる。ここに挙げたのは、明治三十四年（一九〇一）十一月に四ヶ浦の塩戸浦（『豊玉町誌』によると鎧川村の塩戸浜と推定される）において九〇〇頭以上のイルカが捕獲されたときの明細である。漁に関わった網元への礼金、発見者への目皮、若者への配分などが記されている。特に注意すべきは、四ヶ浦への配当金が誰に配られたのかという点である。それは決して

表3 明治34年11月2日 塩戸浦鮪計算帳

収入の部

| | |
|----------------|--------------------|
| 2,764円35銭 | |
| 内訳 500円 | 死魚 200本代 |
| 2,124円 | 718本代 |
| 92円15銭 | 小壳ノ分 |
| 48円20銭 | チロモ村熊吉壳 |
| 内宇山本大敷割方ノ魚 3本 | |
| 支払いの部 | |
| 400円 | 内42円引運上金 鎌川村佐伯平次郎渡 |
| 残58円 | |
| 472円87銭 | 張切ノ5分1 鎌川村広介渡 |
| 11円74銭9厘 | 四夜分ノ夜番入費 |
| 119円78銭5厘 | □□□・忠吉・五兵衛・十右衛門 |
| 8円95銭 | 役場入費 治吉渡 |
| 10円80銭 | 諸品損害金 治吉渡 |
| 4円 | 瀬戸貫賃 同人渡 |
| 3円 | 鯨網扱料 喜作渡 |
| 12円70銭5厘 | 目皮喜作渡 |
| 10円 | 酒代 鎌川村 長作渡 |
| 6円 | 山本網御礼金 □渡 |
| 1円50銭 | 宿礼金 治吉渡 |
| 2円 | 孫八大引損料 本人渡 |
| 計金 1,063円35銭9厘 | 両チロモ村カズラ料 両チロモ配当 |
| 残 1,701円 | |
| 現金 | |
| 内 255円15銭 | 四ヶ浦若者1割半 佐伯渡 |
| 残金 1,445円85銭 | 四ヶ浦配当金 |

| | |
|---------|---------------------------|
| 一金 400円 | 運上予算金 |
| 内 42円 | 人数割ノ間違ニ付借用 |
| 残 358円 | 佐伯平治郎へ預け |
| 金 52円 | 鮪260本 漁業組合へ上納 1頭ニ付 20銭 |

(別筆)

| | |
|-------------|-----------------|
| 30円32銭 | |
| 4分 12円12銭8厘 | 89割 1戸13銭7厘 |
| 6分 18円19銭2厘 | 人数205人 一人前 8銭5厘 |

「明治34年11月2日 塩戸浦鮪計算帳 四ヶ浦」より作成

居住者全員ではなく、基本的にはホンコと呼ばれた旧家に対し行わられた。本戸の意味をイルカ漁を盛んにおこなった濃部の例にみると、本戸は在来の住民で田畠、山林、磯の権利など一戸前を所有し、ムラ寄合出席の権利をもち義務を担う。それに対して本戸以外の家、つまり分家筋のものや他村らの移住者を寄留とよび、本戸、寄留の厳然たる階層によつてムラ社会が構成、維持されており、こうした状況は対馬の他村も同様であるとされる。⁽³⁸⁾

四ヶ浦では、本戸の長男が一五歳か一六歳で村入りをして一人前となる儀式がその年の最初の集会で行われ、これを経ると「本人」と呼ばれるようになる。家に長男がないときは女がかわつてなり、女本人とも呼ばれた。子供が本人になると、親はアマタといわれるようになる。⁽³⁹⁾ ちなみに明治二十年における世帯数は、鎧川村二二、千尋藻村（大小）四〇、横浦村三〇の合計九二で、人口は合計五二二人である（『豊玉町誌』村落）。表3の前年、明治三三年の四ヶ浦の清算簿では、総売上高一四七四円のうち、総支出高五五〇円四七錢七厘、これには網の損料、目皮代、夜番賃等が含まれるが、これを差し引いた残りの収益金五三三円五二錢三厘を四ヶ浦の本戸一九五人に、四円六三錢ずつ配当している。⁽⁴⁰⁾ 先に示した正徳四年（一七一八）の例では配分を受けた総人数は一一五人であった。また、三里の明治二八年の規約では、配分は総人員に対して行うが、アマタと次男等は本前の半数とするところある。

なお、四ヶ浦の大正十四年の規約では、寄留者からは入浜料を徴収する規定があり、また昭和五年の決議事項では、イルカやマグロを旧本戸以外の者が拾得した場合は、それを四ヶ浦で

取り上げで配分したうえ、拾得者には見計で与える、また鯨の場合は四ヶ浦に引き上げて旧本戸だけで配分し、拾得者にはイルカ同様に見計で与えるとされている。本戸と寄留の間に大きな権利の格差があることがわかる。

（二）各地区におけるイルカ漁

これまで、四ヶ浦および三里という対馬中央部におけるイルカ漁の実態を文書と聞き取り調査の両面から見てきたが、それ以外にもイルカ漁を行つていた所は多い。まず、最初にも触れた宮本常一の報告を摘記しよう。



写真11 伊奈集落（1990年9月撮影）

伊奈のイルカ漁 旧上県町伊奈は対馬の西海岸に湾口を開いた仁田湾の北岸にある。隣接する志多留及び仁田湾の南口にある女連と三か村共同でイルカ漁をおこなってきた。イルカはたいてい南北からやつてくるので女連の者が最初に発見する。北から来た場合にはノロシをたいて女連に知らせた。メノカワは女連の者は百本につき二本、他は一本である。イルカは伊

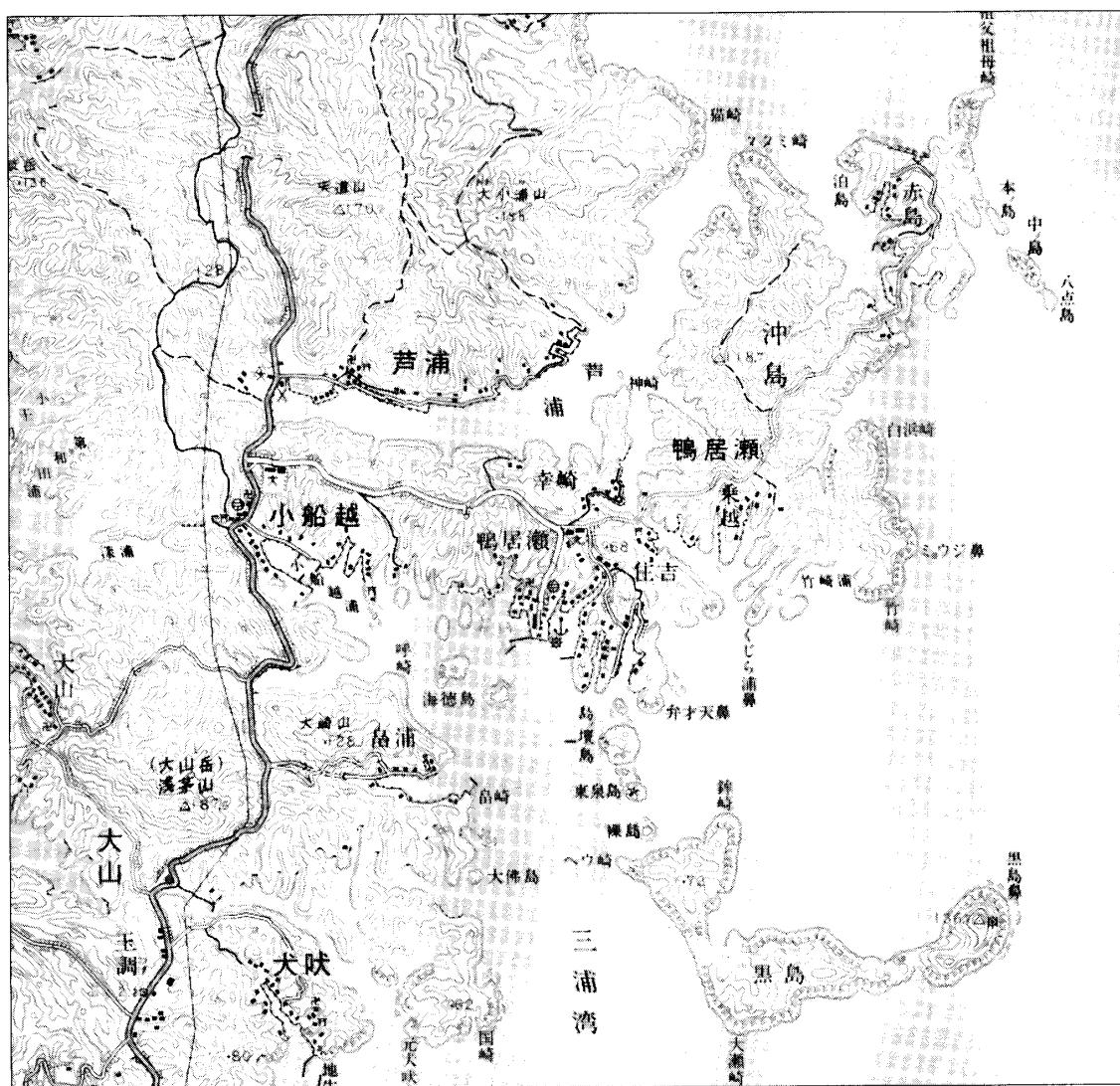


図4 鴨居瀬と三浦湾（5万分の1地形図「仁位」より）

奈湾に追い込んで捕獲する。その手順は他の村と同じである。また晴れ着を着て鉢巻きをした女が一番鉛をうつこと、引き揚げたイルカに女が自分の腰巻をかぶせると自分のものになり、これをカンダラといつたという点も同様である。ただし、宮本の報告で注目すべきは、カンダラの伝承が旧藩時代までさかのぼることである。その部分を引用すると「イルカを湾内に追い込むと検分役として藩政時代には女連の荒木三也がやって来た。ある時女があまりカンダラをしてやっているので、役人の一人が荒木にそのことをいうと、『片目は人民の眼、片目はお上の眼であるから、お上の眼にかかるたら処分するぞ』と言ったという。つまり、少々のカンダラは役人も大目に見たのである。⁽¹⁾ さきに紹介した藩庁の記録に、寛永一八年（一六四二）三月二九日、伊奈郡いるか奉行に命じた小林勘右衛門が戻った、とあつた。ここに出てきた荒木三也なる人物もおそらくイルカ奉行としてやってきたのである。藩庁の記録には出てこない現地でのめこぼしの様子がうかがわれて興味深い。

鴨居瀬のイルカ漁とイルカの食法 旧三津島町鴨居瀬は浅茅湾の反対側、島の東岸にあって三浦湾に面している。鴨居瀬・賀

対馬におけるイルカ漁の歴史と民俗

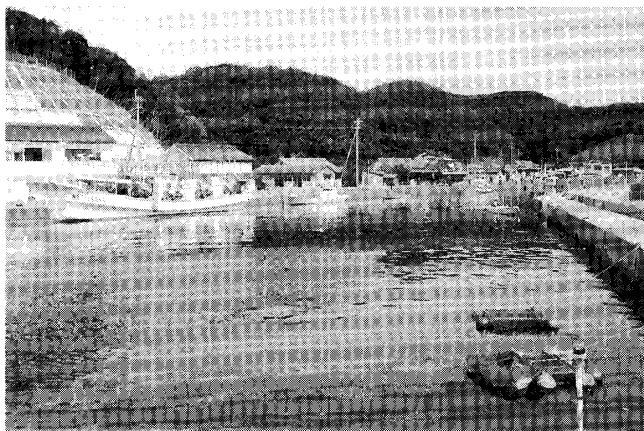


写真12 鴨居瀬集落 (2005年9月撮影)

二月、三月に冬イカ漁をしていて群れを見つけると、船端を叩いたりブリを使用して追う。船はジブネといい、長さは七～八ヒロ、肩は六～七尺。櫓は五～七丁。発見者は「メデ」「メノカワ」を貰う。ブリとは、ネズミという木（ネズミモチでトリモチをとるための木）かヘイノキ（中が白い）の丸太を切って

1m間隔くらいに綱をつけて木の間に石の重りをつ

けたものである。各戸でブリの素材を持っていて、いざという時にはかつて持つて出てつなぎ合わせた。外張りは藁網で目は20cmくらい。長さは湾を切るくらいのもので200～300mは必要。張り切り網には重りに石を付けて端が海底に着くようにする。群れを掌握したらさらに船端を叩いてイルカを追い込み、

谷・芦浦・小船越・犬吠・久須保・緒方合わせて七浦という。七浦の本戸は合計一六六戸、うち鴨居瀬は本戸五八で漁業権を有するのは一六戸、イカ漁が盛んである。ここには平家の人が海に入り、イルカに生まれ変わったという伝説がある。一九九五年における中島新さん（大正一年生まれ）からの聞書きを紹介する。

二月、三月に冬イカ漁をしていて群れを見つけると、船端を

叩いたりブリを使用して追う。船はジブネといい、長さは七～八

ヒロ、肩は六～七尺。櫓は五～七丁。発見者は「メデ」「メノ

カワ」を貰う。ブリとは、ネズミといふ木（ネズミモチでトリ

モチをとるための木）かヘイノキ（中が白い）の丸太を切って

1m間隔くらいに綱をつけて木の間に石の重りをつ

けたものである。各戸で

ブリの素材を持っていて、いざという時にはかつて持つて出てつなぎ合わせた。外張りは藁網で目は20cmくらい。長さは

湾を切るくらいのもので200～300mは必

要。張り切り網には重りに石を付けて端が海底に着くようにする。群れを

掌握したらさらに船端を

叩いてイルカを追い込み、

内側にも一枚網をたて、乗越の浦に追い込んだ。この網を引いてイルカをオカにあげる。中島さんが子供だった昭和一二、三年のことだが、三百頭ほど捕つたことがあった。女が舳先に立て一番鉛を突く。縄縮縄（真っ赤だつた）に鉢巻き、女が乗つた船は一艘だけで、男が五丁くらいの櫓を押す。女が何人乗つていたか記憶がない。女の一番鉛のあと、一斉に他の船が動きだす。女は中老といって四一歳以上の人気が勤めた。

その後、昭和五三、四年頃に、一回だけ追い込んだことがある。鴨居瀬のある沖島と現在は橋で結ばれた赤島の白浜に一四〇～一五〇頭ほど追い込んだ。当時はイルカは駆除対象になつていて壱岐勝本の事件（昭和五十五年二月）の時よりも前だつた。追い込む場所は、峰佐賀から三浦湾久須保のあいだでネズミ・ゴンドウなどが混じっていた。

『イルカの食べ方』

・まず湯でしぼって血を抜いてから砂糖・醤油で煮る。これをイリヤキといふのは、肉を入れては食べるからで、一番普通の食べ方である。

・たいて（茹でて）から切つて、味噌や醤油で煮る。肉のほか、臓物が多い。アエモノという。人が寄る時は、これを皿に盛つて配つた。フクロワタといふのは胃のことで豆みたいな粒々がある。

・保存食とするには、肉に塩をまぶして桶や壺に入れ、地面に掘つた穴に埋めておく。寒い時期なのでかなり長い間にわたつて保存できる。これを出してから煮て、アエモノにした。干し肉を作つたという記憶はない。

竹島の海豚供養之墓とイルカ漁 旧三津島町竹敷の宝泉寺の

境内に「イルカ供養碑」があり、次のように刻まれている。

昭和九年旧二月七日
竹敷漁業組合長 鶴岡忠次郎
建設者 同 理事 高雄武夫
幹事 栗谷初夫
外二十二名 □□吉衛

海豚供養之墓

(高さ一〇一七cm、幅四六二cm、厚さ一四八cm)

竹敷の黒岩武さん(昭和九年生まれ)によると、この石碑は米ヶ浦にイルカの大群が入り、二、三千頭捕獲した時のものという。石の下に何か骨を埋めたらしいが詳細は不明。これを機会に米藁で張り網を作ったが、その後はせいぜい二、三〇頭程度だったので実際に使うことはなかった。大漁だった時の話に



写真13 海豚供養之墓
(旧美津島町竹敷、1995年10月撮影)

よると、女が一匹目だけを赤い腰巻きをかけて引き揚げ、あとは普通に揚げたが、引く時に網が足にからみついて引き込まれ、やうやく助かった人もいたという。濃部などのように船の上から鈎を投げるような所作はなかつた。

肉は血が多かつた。塩にして樽に入れ、地面に深さ1m位の穴を掘つて埋めておく。食べる時には水で洗つて炊く。イルカの肉は、唐津・呼子には売れた。仲買人がまとめて買って行つた。朝鮮の船が来たという話も聞いたことがある。

竹敷の対岸にあたる島山は、今では真珠の養殖で手一杯という感じの戸数一二という小さな村で、昭和三六年にはまだランプ生活だったという。以前は濃部と共同で砲台という所にイルカを追い込んだ。イルカ漁のあと、墓をたてて供養したといい、漁が終わつたあとは僧を呼んで読経してもらつた。イルカの群れの位置によって組む相手の集落が異なる。網を借りにいき応援してもらう。漁の配分は、①戸数による按分、②何人出たか、③船や網の所有関係、などによつて毎回話し合いで決める。まず業者に話を持ち掛け、売れるまで網で囲つたまま生かしておく。たくさん捕れた時は、必要数だけを取り上げ、あとは生かしておく。食べる分は別にわかる。若い者には最初から分け前があつた。一番鈎の女性については記憶が薄いが、地元に生まれて地元に嫁いだ人が鈎を投げるということであつた。

まとめ

対馬は豊かな漁場に囲まれている。しかし本来の島民の間には自ら沖に乗り出しての漁業はほとんどみられなかつた。対馬

の漁場は島外から沿海にやつてくる移動漁民によつて開発されたといつてよい。有名な鐘崎海士の出漁、上方からの佐野網、土佐や周防からの釣漁師、各所からやつてきた鯨組など、専門的な技術を要する漁法はすべて外部からの漁業者によつて行われてきた。それはすでに宮本の指摘を紹介したとおり、外部の漁業者と府中（巖原）の商人との取引から対馬藩主が収益を得るという経済構造があるのに対し、商業活動とは縁の薄い農村では限定された百姓株が代々継承されて地先の採藻権などは保有されたものの、あくまでも耕作本位の生活を続けていたからである。⁽⁴²⁾

つまり本来的な意味での漁民を生み出せない社会であつたのである。このこととイルカ漁とは大きく関わっている。対馬におけるイルカ漁は中世にまでさかのぼる古い歴史を有していたが、イルカ漁はあくまでも群れの回遊という偶然に頼るしかない不安定なものであり、生活の基盤を構成するほどの意味は持てなかつた。しかし機会は少ないといえ、漁獲対象が自ら接近してくるだけでなく、いつときに大金がころがりこむイルカ漁は、村人にとって天の恵み、沖縄県でいうところの「寄り物」である。イルカは時には数千頭の大群をなしてくるため、その追い込みや取り上げなどには多大の労力が必要になる。回遊が見られる湾では湾口から浦底にいたる間にいくつかの集落があるため、集落同士が協力し合つた。対馬では他所に見られるような海豚組合という専門の組織は形成されなかつたが、ムラの憲法などとも言われる村落運営の規約では、鯨と並んでイルカ捕獲に際してのさまざまな約束事が定められていた。以下、対馬のイルカ漁について特筆すべき点をまとめてみよう。

1 課税対象として領主の管理下にあつたこと

まず領主から、課税対象とされるほどの収益をあげるものと認識されていたことがあげられよう。記録の上では対馬のイルカ追い込み漁は中世にまでさかのぼるが、すでにその当時から領主の管理下におかれていた。同様な例は肥前五島列島の青方氏や駿河国の葛山氏にも見られた。そして対馬においては近世になつても領主がイルカ漁の実態把握に努め、群れが立つた（追い込み成功）という報告をうけるや「いるか（江豚）奉行」「江豚検者」を現地に派遣した。そして収益の三分の二（のちに二分の一、さらに三分の一に減額）にのぼる運上を取り立てた。これは対馬の地理的特性からイルカ漁の実施可能な地区があちこちにあつて、一か所では年に数回ないし数年に一回の漁であるが、全体ではかなりの金額に達したのではないかと思われる。なお東北日本の三陸地方においては、一定額の運上を上納した記録があるが、漁のたびに役人を現地に派遣するまでには至つていなかつた。

2 捕獲組織が村落構造と不可分の関係にあつたこと

イルカ漁は対馬特有の村落構造と深く関わっていた。漁には本戸と呼ばれる自立した農民だけが参加する権利があり、かつ収益の配分を受けることができた。村落あげての大規模な漁でありながら、寄留と呼ばれた外来者には参加する権利が全く認められてはなかつた。同時に、イルカ漁に際して若者たちが年齢階梯の仕組みにのつとつて厳格に決められた役割を果たすことにになつていた。もちろん彼らは本戸の後継者である。イルカ

漁は本戸がムラを維持していく上での特権であり、同時にその特権を誇示する機会にもなっていた。明治以降においても他の土地におけるような海豚組合が結成されない大きな理由は、村が明確な重層構造をなしていたところにあつたと見られる。

3 女性が捕獲儀礼の中心となること

集落ごとに選ばれた女性の鈎打ちが、華やかな衣装をまとつて一番鈎を打ち込むことが漁の開始を告げるというハツモリ（初鈎）の儀礼が行われていた。この役を千尋藻では女羽差とよび、鯨突きの花形である羽差の女性版とみなしているが、他の地区にはこの表現はない。しかし、この舳先に立つて初鈎を打ち込む儀礼、しかもそれが女性の役目であることは、対馬におけるイルカ漁の本質に関わる重要な意義をもつていた可能性がある。というのは、羽差はそもそも鈎打ちによつて鯨を捕獲するとき最も勇敢な者が担う名誉ある役目である。羽差が特別な地位を与えられるようになつたのは、網掛突き取捕鯨法⁽³⁾が確立した時からではなかつたろうか。もちろんそれ以前、大海を自由に泳ぐ鯨に対しても最初に鈎を打ち込む役目が重視されたことはじゅうぶん想像できる。たとえば、現在マッコウクジラを伝統的な鈎打ちによって捕獲しているインドネシアのレンバタ島では、⁽⁴⁾鈎打ち役をラマファーと呼び、もつとも名誉ある役目としている。

ただ日本において、このような鯨突きだけでどれほどの捕鯨が可能であつたかは、突取り方による捕鯨技術を示す具体的な文献がないために詳細は不明である。

だがイルカ追い込み漁は対馬だけでなく列島のあちこちにおいて中世までさかのぼることが文献によつて証明されているし、

石川県の真脇遺跡の例などをみれば縄文時代から大量捕獲がされていたことは明らかで、その場合すでに網を用いた漁法が存在した可能性も高い。中世の漁法については記録がないものの、狩るという文言が使用されていたことや、網のことが史料に見えたとみてよいだろう。つまり現行の漁法はすでに中世には完成していたのである。

では女性が舳先に立つて鈎を打つ儀礼はどのような理由で生じたのであらうか。宮本は鐘崎海士の女性が鈎を打つて捕獲したと考え、それが対馬特有の女羽差の起源とみているが、この発想は女羽差の存在から逆に導きだされたものではないだろうか。それに囲い込んだイルカに対しては、地形的な条件もあるが、網で浅瀬にまで引き寄せれば、敢えて鈎を打ち込まなくても若者が海に入つて担ぎ上げるとおとなしくなるという体験が列島各地で聞かれる。伊豆半島各地でも三陸でもイルカを扱いで波打ち際に運んで処理していたのである。もちろん大型のゴンドウ類は別である。対馬の千尋藻においてもイルカは鈎（突棒）を投げて網をつけ海岸に引っ張るほかに、メヅマリと呼ばれる網で引き寄せて数頭を一度に引き寄せることも行われた。全頭を鈎で仕留めるわけではないのである。つまり、初鈎はあくまでも漁の開始を告げる儀礼としての意味が強いと見られる。

また本稿前段で触れてきたように鐘崎の海士によつて大規模な追い込み漁が行われたとは考えにくい。イルカ追い込み漁には多大な人手が必要のこと、取り上げには血で汚しても構わない広い浜辺が必要であることから、定住を拒否されていた移動漁民が行うには無理がある漁法である。そもそもが海沿いに住

む半農半漁の住民による臨時の漁法なのである。そこで考えたいのは、ハツモリがなぜ女性でなければならないのか、という点である。

全国のイルカ漁を実施していた所では、イルカは女性の生まれ変わりとする伝承が聞かれ、また『古事記』の応神天皇即位前の伝説に、神と名前を交換したとき海岸にイルカの流した血の臭いが満ちていたということが記されている。こうして名前を変更することで再生強化された天皇靈をもつてホムダワケは応神天皇としての即位が可能になつたと解釈できる。この場合のイルカの血は出産のイメージとみてよいだろう。血・出産・生まれ変わりなど、イルカと女性は信仰面において深い関係があつた⁴⁵⁾。また沖縄県名護市で行われていたイルカ追い込み漁の漁期開始に際してノロがピトウウガン（ピトウはイルカのこと）を行つていたことや、屋久島における女性によるトビウオ招きの儀礼にも、基本的な発想からいえばかすかなつながりがあるかもしれない。つまり、イルカを捕獲するにあたつて、女性が豊漁を感謝しイルカの血を流させることに本来の意味があつたのではないか。女羽差は捕鯨からの借り物ではなく、イルカ漁に本來的に付随していた女性による儀礼であつたとみられるのである。あえて言えば、こうした女性の儀礼が、たとえば三重県各地で行われている捕鯨を主題とする芸能において、派手な女着物をまとつた青年が舳先から鉛を投げる所作を行うことの源流であるとも考えられる。また、イルカに女性の腰巻をかけるとそのイルカが女たちの物になるという腰巻カンダラの伝承も何らかの関わりがあるのでなかろうか。

4 追い込み漁に際して祝祭空間が出現すること

女性のハツモリ儀礼はフナグロと呼ばれている競漕と一体化して行われ、所属集落の名誉をかけた戦いであつた。華やかに着飾った女性を舳先に乗せて群れに突入する快速船、見守る村人の興奮、真っ赤な血に染まつた湾内で展開される無数のイルカと人間の格闘、イルカが立つたことを聞いて近隣の村々から集まつた大勢の観客。年に一度あるかないかのイルカ漁は、多くの見物を集めたまさに一大イベントの様相を呈した。イルカ取り上げに先立つて行われた浜での饗宴は血祭りと呼ばれた。また若者たちがかなりおおっぴらに行つていたカンダラの慣行。これらは捕鯨に際しても展開されたが、捕鯨は現代風にいえば大企業の活動であるのに対し、イルカ漁の場合はすべてがムラの人々の自主的な活動によつて運営された。そこに祝祭空間が出現したのである。しかもイルカ漁の利益のいかほどかは公共のために使われたのである。

補注 本節においてもつとも基礎となる史料は旧対馬藩主であつた宗家が残した膨大な史料群（宗家文庫史料）のうち、各種政務を担当する部署が毎日の出来事などを克明に記録した、「毎日記」ないし「日日記」である。現在同文書群を保管している長崎県立歴史民俗資料館（対馬市厳原町今屋敷）によれば、日記類だけで三三七九冊にのぼる。これらは未翻刻であるため閲覧のためには同館に赴く必要がある。元館長長郷嘉寿氏はこ

彼らの史料に精通されており、膨大な記録の中からイルカ関連の記述を見出して『豊玉町誌』の該当箇所を執筆された。筆者は二〇〇五年九月に同館において、日記類の一部を閲覧させていただいたものの、見るべき日記類の量の膨大さもあつて長郷氏が摘記された箇所の確認程度にとどまつた。日記類を精査すれば、さらに多くの記述を発見できる可能性もあるが、とうてい筆者の力及ぶところではない。本稿では『豊玉町誌』で読み下し文となつている箇所を原文通りに改めるようにしたが、これら関係箇条の大半はすでに長郷氏によつて指摘されていたものであることを明記しておく。また貴重な史料の閲覧を許可された同館に対し感謝申し上げる。

《注》

- (1) 二〇〇四年三月一日をもつて対馬全島が対馬市となつたが、地理的関係を明らかにしておくため、合併前の町名を「旧」を冠して記載する。また、イルカの表記は、本文で論述する場合は、片仮名のイルカとするが、史料上では、海豚・江豚・海鹿・鮪が混在しているので、原文のままとする。
- (2) 『民間伝承』一五一一、一九五一年一月号。
- (3) 宮本常一『対馬漁業史』(著作集28) 未来社、一九八三年
(解説二八一頁)
- (4) 日野義彦『対馬拾遺』創言社、一九八五年
美津島の自然と文化を守る会『対馬の村々の海豚捕り記』一九八七年(谷川健一編)『鯨・イルカの民俗』日本民俗文化史料集成第一八巻に収載、三一書房、一九九八年復

刻)

北見俊夫『日本海島文化の研究 民俗風土論的考察』法政大学出版局、一九八九年
阿比留嘉博「対馬のイルカ漁」(『えとのす』三〇号)一九八六年

豊玉町『豊玉町誌』一九九二年

(5) 『長崎県史・史料編第二』一九六三年刊

(6) 享保八年の「宗家御判物写 與良郷 下」『長崎県史・史料編第二』一九六三年刊 六二〇~六二二頁

(7) 『長崎県史・藩政編』一九七三年、八六四頁

(8) 中村羊一郎「玄海灘におけるイルカ漁と漁業組織」『静岡産業大学国際情報学部研究紀要』第七号、二〇〇五年

(9) 『静岡県史料』第一輯、植松家文書

(10) 福田英一「戦国期駿河湾における漁業生産と漁獲物の上納 駿河国駿東郡口野村五ヶ村を中心として」『中央史学』第一八号、一九九五年

(11) 宮本前掲書二〇二頁

(12) 『長崎県史 藩政編』一九七五年、九一二~九一七頁

(13) 宮本前掲書五四~五五頁

(14) 宮本前掲書六八頁

(15) 『豊玉町誌』二八九~一九〇頁

(16) 宮本前掲書一四三頁

(17) 『長崎県史・史料編第二』六三二~三頁

(18) 注12に同じ

(19) 宮本前掲書六九頁

(20) 『豊玉町誌』二九三頁

- (21) 本節では『豊玉町誌』の長郷嘉寿執筆のイルカ漁に関する部分（二八八～二九七頁）に多くを依拠している。同書の該当箇所はこの一二頁分であるので、書名だけを挙げて頁は省略する。
- (22) 福岡県『福岡県史』近代史料編（農務誌漁業誌）一九八二年
- (23) 『長崎県史・史料編第二』五九三～五九四頁
- (24) 美津島の自然と文化を守る会『対馬の村々の海豚捕り記』一九八七年、二三二頁
- (25) 注24に同じ
- (26) 北見俊夫『日本海島文化の研究 民俗風土論的考察』法政大学出版局、一九八九年、一三一頁
- (27) 日野義彦『対馬拾遺』創言社、一九八五年、二〇四頁
- (28) 阿比留嘉博「対馬のイルカ漁」（『えとのす』三〇号、一九八六年
- (29) 宮本前掲書三四二頁
- (30) 注24に同じ
- (31) 宮本前掲書
- (32) 宮本前掲書一四一～一四二頁
- (33) 本資料を提供していただいた大山甫氏に対する時雄（姓不明）という方の書簡による
- (34) 日野前掲書二〇六頁
- (35) 阿比留前掲書七九頁
- (36) 注24に同じ
- (37) 阿比留前掲書八〇頁
- (38) 北見前掲書一二一頁
- (39) 日野前掲書一九七頁
- (40) 阿比留前掲書八〇頁
- (41) 宮本前掲書三四二頁
- (42) 宮本前掲書一〇二頁
- (43) 旧来の網取り方の誤解をなくすための中薗成生による呼称（『くじら取りの系譜』長崎新聞新書、二〇〇一年）
- (44) 石川梵『写真集 海人』新潮社、一九九七年
- (45) 中村羊一郎「海豚参詣」とイルカ祭祀』『静岡県民俗学会誌』第二四号、一〇〇三年）

『資料』

対馬におけるイルカ漁に関する規約集

ここに翻刻した文書は、筆者が現地調査をしたおりに大山甫氏から提供を受けたコピーによつていて。四ヶ浦の帳箱にはさらに多くの関係資料があるやに聞いているので、他日拝見する機会が得られれば、あらためて原文にあたり、さらに多くの資料の紹介ができればと思つてゐる。その意味でこの規約集は今後のたたき台、ということにしておきたい。

士族惣代

佐伯進之介
佐伯万之允

日高光太郎
田中貞太郎

阿比留貞九郎
中嶋武吉郎

肝 入

中嶋利吉

平江鹿松

日高仁吉

金村八郎右衛門

田中頤七郎

平村三郎右衛門

印

1 三里（貝鰈村・嵯峨村・佐志賀村）

第拾号紙數枚
三里寄合之上

(1) 明治十一年旧正月日記之 鯨江豚三里記帳

記

- 一 大引ノ処者村備ニメ
- 一 壱番張ノ処は其商ニ応シ九歩ニ而
- 一 式番張ノ処は七歩ニ而
- 一 三番張は四歩ニ而
- 一 但シサバキ方ノ儀ハ一番之村方ノ浜寄せ取サバキ之事
此儀ハ鯨ニ限り置

(2) 明治廿八年旧十一月二日 江豚漁業ニ付三ヶ村規約法

第十号紙數六枚

記

- 一 月日
- 一 右ノ通寄合之上相定メ候付後日異儀無之様堅く相極メ候付後日ノタメ一筆如件
- 一 明治十一年寅ノ旧正月日
- 一 大引之儀ハ拾八戸拾五反備ニシテ其ノ割合ヲ以テ村々ニ備
ヘ置ク事ニ定ム
- 一 壱番張之村方へハ売上高ヨリ九歩ニ定ム
- 一 二番張モ壹番張ノ割合ニテ七歩ト定ム
- 一 三番張モ右之割合ニテ四歩ニ定ム
- 一 見出シタル者へ目代トシテ五歩ヲ与ル事ニ定ム

対馬におけるイルカ漁の歴史と民俗

但シ売上高ヨリ運上金ヲ引去リ残リ高ヨリ与ル者ナリ

一 配分方ハ總人員ニ配分スベキ者ナリ

但シアマタハ本前半數次男等ハアマタニ同ジ

一 サバキ方ノ儀ハ貝鮒村嵯峨村佐志賀村ノ浦ニ於テ取上ダタ

ル時ハ其村ニ於テサバク可キ者ナリ其他外浦ニテ取上タル時

ハ壹番張之村方ニ運搬シ取サバク事ト定ム

右ノ通り評議ノ上相定メ候ニ付後日異儀故障無之候以上

明治廿八年十一月二日

昭和廿壹年 江豚漁業ニ付三ヶ区規約 (紙数五枚)

記

一大引之儀ハ壹区拾八反備ニシテ其ノ割合ヲ以テ各区ニ備ヘ

置ク事ニ定ム

壹番張之部落ニハ売上高ヨリ八歩ヲ与フ事

武番張ハ壹番張ノ割合ニテ六歩ヲ与フ事

參番張ハ參歩ヲ与フ事

見出シタル者へ目代トシテハ見合ト定ム

配分方法ハ總戸数ニ配分スルモノナリ

但シ漁獲方法ハ從来ノ本人アマタヲ以ツテ出漁スルモノ

トス

一 女ノ出漁ハ各部落共拾六才以上ヨリ拾名ヲ出漁スルモノトス

アマタノ配分カタハ從来通り五歩ヲ与フ事

従来ノカンダラハ廃止シ若者ニハ報酬ヲ与フ事

従来ノ任務ハ是レヲ改正シテ當時ノ役人指示ニ従フモノトス

一 貝鮒村嵯峨村佐志賀村ノ浦ニ於テ取上ダタ

ル時ハ其村ニ於テサバク可キ者ナリ其他外浦ニテ取上タル時

ハ壹番張之村方ニ運搬シ取サバク事ト定ム

右ノ通り評議ノ上相定メ候ニ付後日異儀故障無之候以上

但シ売上高ヨリ運上金ヲ引去リ残高ヨリ与ル物なり

壹部訂正事項

一、見出シタル者へ目代トシテ売上価額ニヨリ左記ノ通り与
ユル事ニ定ム

一千円未満ノ時ハ見合セトス

一 壱万円以上壹万円マデ (参歩トス)

一 壱万円以上越シタル場合タルモ壹万円限度トス

但シ売上高ヨリ運上金ヲ引去リ残高ヨリ与ル物なり

昭和貳拾壹年壹月二十日

總代 御手洗清美 印

ノ 日高弥吉 印

ア比留正男 印

ア比留正男 印

(紙数五枚)

2 四ヶ浦（大千尋藻・小千尋藻・横浦・鎌川）

① 四ヶ浦民法

（抜出）

明治三十六年一月改正（以後）

大正十二年参月拾日新規約左ノ如シ

張切部

- 一、鯨張切ニ限リテハ一番張り致セシ大引ニ一割与ヘル事
- 二、鮪鮒ニ限リテハ（鯨ヲ除ク）魚引ニテ張切節ハ以前ノ通り
- 三分一ヲ相渡シ其ヨリ順次三分一ヲ相渡候事
- 三、鮪鮒鯨其他四ヶ浦村民ノ割賦ニ係スル諸魚鳥賊□其他糸地網ヲ以て張り止メ候節ハ一番且ツ二番三番ニ至リ候テモ第二項割方金額ヲ順次相与候事
- 四、一番張ニ限ラズ凡而張切ハ一村ニ依ラズ網ニ達スル丈ハ幾村タリトモ張リ添其張り切シ網数ニ平均ニ配当スル事
- 五、一番張不充分ナルトキ張切舟競争スル場合ナルトキハ一刻モ早ク大張ニ押シ付ケタル舟必ズ添張リ可致事
- 若シ三番四番ニ押付ケタル船二番ニ押付ケタル船ヲ差越エ添張リ致スモ無効トナシ決シテ割付ケ金ヲ与エザル事
- 六、二番張ノ儀ハ一番張リ不充分ト見止メタル上四ヶ村協議ノ上二番張リヲナス事
- 七、二番張リ有無ニ係ラズ一番張リノ五分一ヨリ三分一ヲ引去ル事引去リタル三分の二ハ二番張ヲナシタル場合ハ無論其ノ網ニ付与シ二番張リヲナサザル節ハ四ヶ浦ニ配当スル事
- 八、他港ヘ鯨網ヲ遣シタル節ハ一村ヨリ若士六人出シ五拾才以下男子武ツ割ニシテ替る替る出場スル事

目ノ皮ノ部

一、鯨一本ニ付キ目皮拾五円ト改正ス

二、鮪鮒ハ魚数百本以上ノ時ハ四ヶ浦売上高ノ平均代価ノ一本ヲ与スル事百本以下ハ見斗ノ事

四ヶ浦村民配付方法

一、四ヶ浦実益収入金高配当方法ハ魚数ニ限りテハ金高拾分ノ四ハ戸数ニ分配シ拾分ノ六ハ拾四才以上ノ男子ノ人口へ配当スル事

二、四ヶ浦張（帳？）箱預リ村吟味ハ四ヶ浦一人前ノ割ヲ与スル事

會議方法

- 一、爾來四ヶ浦會議ハ一村ヨリ兩役人惣代一名村吟味一名出場セシメ會議法ニ依リ決議し惣而筆記ナシ置ク事
- 二、寄魚立魚ノ場合ハ第一項ノ外ニ村吟味一名下役一名各区ヨリ加入ス
- 三、浦祭ノ場合ハ各区ヨリ区長世話役村吟味（二名・後筆）ヲ出場セシメル事
- 但惣代ノ必要アル時ハ不時ニ召集スルモノトス
- 一、鯨網扱方ニ付テハ鯨揚ゲ候節ハ金拾五円ヲ相渡可申候事
- 但シ鯨網取扱方ノ費用トシテ両千尋藻へ相渡ス事

九、夜番賃ノ儀ハ金貳円以上五円以下ヲ限度トス一人前白米六合トス

鯨ニ限り一番張り致セシ村方ノ夜番掛船拾艘人數式拾人残リ三ヶ村ノ儀ハ船三艘出シノ事

対馬におけるイルカ漁の歴史と民俗

但鯨取り揚ゲ得ザル節は其限リニアラズ

網舟ノ儀ハ三隻ニ限ル一隻ニ対シ壹円宛鯨網積出シ張切り迄ハ兩千尋藻網船ヲ以テ積出シ張切リナシ其后ハ四ヶ浦ヨリ積船各一村ヨリ一艘宛ヲ替トシ□変エナス事若シ鯨逃ゲタルカ鯨取り揚ゲ済ノ上ハ四ヶ浦若者入合ニテ兩千尋藻船ニ積ミ込ミ其後ハ兩千尋藻若者手ヲ以テ取り扱ヲナス事鯨網ニ限り四ヶ浦ノ積舟ハ一隻金壹円宛与エル事

但取上げ得ザル時ハ此限りニアラズ

一、鮪鮪網扱方法

但揚網ハ兩千尋藻ヨリ浦底迄持參ノ事其後ハ四ヶ浦積船ヲ替一村ヨリ一艘宛トナシ取り揚ゲ済ノ上ハ兩千尋藻網船ニ□乗セ其後ハ兩千尋藻若者二手ヲ持ツテ取り扱ヲナス事運搬□アセリ賃トシテ金六円ヲ兩千尋藻ニ支給スルモノトス追而

若者ヨリ女本人ニ与ユル金ハ五歩一トス

死亡者ニ対スル規約

現今四ヶ浦内ニ於テ死亡者ヲ生ジタル節ハ是迄其人に吊意ヲ表スル為メ各自往復致居リシモ爾來之ヲ全廢シ近親類ニ限ル事トス

但其区ニ於テ戦亡者ヲ生ジタル場合ハ此限りニアラズ
大漁四ヶ浦祭リニ対スル規約

四ヶ浦祭リニ対シ蒸物及ビボタ糯ハ全廢乃事初益素麵遣り取リモ同ジ事

若シ之ヲ犯シタル者ハ四ヶ浦配当金一ヶ年間付与セザル事

當時惣代

原田弥三郎 杉原清作 □善次郎 齋藤岩次郎

千尋藻区長

篠城悦太郎

鎧川

齋藤延太郎

世話役

齊藤倉太郎

横浦

原田松之助

杉原直次郎

末松恒作

桜□敏之助

追加契約左ノ如シ

是迄浦祭ニ用ユル雜費ハ人数ニ割当テ支出シ来タリシモ大正拾弐年度ヨリ雜費惣高ノ四分ハ戸別六分ハ人数ニ割宛テ支出スル事ニ決ス

但シ運上金ノアル場合ハ本金ヲ以テ支払い不足ヲ生ズル場合ハ前項ヨリ所理ス

大正拾弐年旧六月拾五日

一、鮪張切タル場合ハ從来ノ旧慣ニ依リ女ヲ以テ最初一番ニ搗方ニ付契約スル事左ノ如シ

一、壹区ヨリ女弐名男子参名出場ノ事

一、各区ノ突船ハ揚ケ網ノ後ロニ廻リ勢揃ヒナシ役人ノ指揮ヲ待ツ可シ

一、役人ノ合団ヲ同時ニ網内ニ押シ込ミかせぎ（手偏に上下）ナス事

一、壹番ヨリ弐番迄賞品ヲ付与ス

一、本年度壹番鋏ニ対シ金貳円弐番鋏ニ対シ金壹円ヲ付与スル事

一、鯨鮪鮪張切り之節揚ゲ方初日ハ六拾才以上ノ男子出場シ女

子ハ留守番ヲナス事

揚ゲ方數日ニ亘リタルトキハ第二日ヨリハ男女共火用心其
ノ他区内ノ監視ノ為留守番トシテ遺留スル事

一、四ヶ浦区内民ノ配当ニ係ハル諸魚張切ノタル節掛船ノ義ハ横
浦ヨリ六艘大チロモヨリ五艘小チロモヨリ四艘ヨリ参船ス

但シ当分ノ間トシ人口ニ異同ヲ生ジタル場合ハ其ノ
時ニ評議ニヨル事トス

四ヶ浦惣代

齋藤忠夫

佐伯繁昌

築城浦太郎

昭和五年旧二月五日四ヶ浦役人集会ノ上決議事項左ニ如
追加規約

一、鮪・鮪等ニ付長崎鼻ヨリナガウリ見通線以内ニテ四ヶ浦旧

本戸以外ノ者拾得シタル場合ニ於テハ四ヶ浦規約ニ基テ四
ヶ浦役人立合ノ上其ノ者ヲ引上げ配分スルモノトス拾得シ
タル者ニハ見計ニテ支給スルモノトス

但シ配分権ハ支給セザルモノトス

一、鯨ニ付テハ生死ヲ問ハズ四ヶ浦ニ引上げ旧本戸ニテ配分ス
ルモノトス

若シ四ヶ浦旧本戸以外ノ者拾得シタル場合ニハ前項ニ同ジ

昭和五年旧二月五日満場一致締結ス

横浦区長 未松常作

鎌川区長 築城官治

千尋藻区長 松原喜作

総代

佐伯繁昌
築城浦太郎

須川伝
齋藤只夫

追加規約

(以下、柔魚漁などの規約 省略)

左ノ如シ

大正拾參年旧拾壹月拾五日新規約左ノ如シ

一、島ノ前大敷敷入后柔魚釣外諸魚漁獲区域及ヒ方法

左ノ如シ

昭和五年貳月壹日四ヶ浦役人集合ノ上決議スル事左ノ如

一、豚海・鯨・鮪等ニ付テハ長崎鼻ヨリナガウリ見通線内ニテ
拾頭以下ナル節ハ從前ノ通り四ヶ浦ニ通告シ若シ立会ザル
節ハ居会中ニテ配当スル者トス

○右ノ漁ノ漂流ニ付テハ四ヶ浦役人立会ノ上生死ノ検査
ヲナンシ若シ死魚ナル時ハ拾得シタル区ノ自由トナス
生魚ナル時ハ四ヶ浦ニ於テ漁獲分配スル者トス

昭和五年貳月壹日左ニ通り定ム

横浦区長 未松常作

鎌川区長 築城官治

千尋藻区長 松原喜作

浦祭ニ関シテ決議事項

一、昨年役人場全廃ヲ本年ヨリ執行スル事

対馬におけるイルカ漁の歴史と民俗

一、役場所ハ之迄ノニ二食ヲ一食ニ節約シ昼食ヲ持參ス其一食ハ

夕食トス

一、保佐ノ賄方ノ五円ヲ全廃シ賄方ハ役場所ニ於テ施行スルモノトス

一、各区ノ御恵比寿神社ノ御酒ハ各二合半ヅツ分配スル事

昭和五年九月十日

横浦区長 橫瀬佐吉

鎌川区長 杉原久治

千尋藻区長 原田仙太郎

総代

佐伯繁昌 齋藤只夫

築城浦太郎

須川伝

杉原直次郎

須川要作

齋藤喜三郎

末松恒作

佐伯万吉

昭和六年九月十日決議事項

一、鮪取ノ際各区ヨリ持出シ四ヶ浦ニ仕用シタル物品ニシテ破損紛失等ノ場合ハ現品価格ノ半額ヲ四ヶ浦ヨリ支払フ事

一、浦祭ニ付昭和五年九月十日決議ノ役人場昼食全廃ヲ改正シ以後ハ三ツ組ニテ昼食ヲナス事

鎌川区長 佐伯竹治
千尋藻区長 原田仙次郎

横浦区長 齊藤福次郎
総代 日高匡美

扇福次郎 橫瀬久登

築城好太郎

世話役

斎藤馬太郎 原田安太郎
佐伯秀治

昭和六年十一月三十日決議事項

一、鮪取上ニ際シ決(欠)席者ハ役人一同浦底鮪取上場所ヲ引取ラザル内現場ニ立込ミタル者ハ四ヶ浦配当ヲ与フルモノトス

一、鮪取上ノ済ミタル後ハ役場ノ引取ラザル共区民ハ何漁ニ限ラズ出漁致ス事ヲ得

鎌川区長 佐伯竹治
千尋藻区長 中嶋松太郎
横浦区長 齊藤福次郎
総代 日高匡美

横瀬久登
築城好太郎
扇福次郎
原田常治
斎藤馬太郎
原田安太郎
佐伯秀治

世話役
鎌川区長
千尋藻区長
原田仙次郎
斎藤馬太郎
原田安太郎

佐伯秀治

一、鰯取上ニ際シ女各区ヨリ武名宛ツ突キ船ニ乗ル者ハ数工年

武拾五才以下ト定メ年齢ヲ越エタル者ハ無効トナス

但シ日支工及ビ身支工等ニテ乗ル者無キ時ハ四ヶ浦ノ役人ノ許可ヲ得ル事

②

(表紙)

大正十二年三月十日改正

大千尋藻中

大漁四ヶ浦新規約

(内容は ①「四ヶ浦民法」に同じ、但し、以下の規約あり・年代不詳)

イルカ追込規約

一、カヅラノ義ハ船借番以上ノ若者居合ノ者ニシテ責任ヲ負イ

沖合ニテ漕船ノ人員ト乗カワル事

二、張切網ノ義ハ中老ト残リノ若者トシテクリ出斯事

三、エギリ網ノ義ハ順番ニテ借ル事

一、伊勢松 二、谷作 三、音太郎 四、隆助

四、船ノ義ハ新造船ヨリ順序ニ借ル事

五、追込ミノ船ニハ四人以上乗ル事ヲ得ズ

六、六拾才以下ノ者ニシテ追込ミニ出場セザル者ハ配分ヲ与ヘヌ事

七、急々ノ場合ハ発動船ヲ仕用スル事

八、網ノ歩合ハ区内ノミノ場合ハ武分区外ノ者加名ノ場合ハ四歩トス

※エギリ網は張切網を張り渡した後、なお内張りに使用す

る網で当時は鰯の地引き網を使用したという。順番で借りることになつていて、当時の網元が伊勢松、谷作、音

太郎、隆助とのコト。

追い込みの船には、ふなばたを叩く者ト船を漕ぐ者と4人で結構その用をたすことができた。人員が少ない関係で船数を一隻でも多く乗り出すように前もつて決めてあつたらしい。

③

(表紙)

新規約書

大千尋藻

大正十四年旧拾貳月十五日決議事項左如シ

大正拾五年度ヨリ拾六年度ニ至ル

一 島前魚敷網代金一千四百円

大場魚敷網代金四百円

二口〆一千八百円也

大正十五年度ヨリ拾六年ニ至ル魚敷網代金配当方法ハ

一、横浦鎧川ヲ一組トシ大千尋藻小千尋藻ヲ一組トシ以前ノ通り四分六分ニ配当シ過不足ヲ生ジタル場合ハ三月拾日ノ浦祭ニ四ヶ浦役人ハ集会シ四ヶ浦人数ヲ調べ其人數戸別ニ対シ配当ヲナス事

但シ人數帳ハ各区ニ保管スル者ナリ

二、但シクジ引ニテ当リタル組合ハ浦祭リ雜費四ヶ浦ニ係ル漁業税ハ其組合ノ負担トス

但本年度参月三十一日迄ノ諸税金ハ四浦ニ於テ負担ト

ス

三、浦祭り雜費ハ酒代及ビ四浦役人ニ対スル雜費壹百四拾円ト
定ム

但シ諸物品ニ代金高下ノ節ハ斟酌スル事

四、四浦寄留者ニ係ル入浜料ハ其区ノ所得トス

五、大場魚敷網ニ係ル保証金壹百六拾円也

六、大正拾五年度ハ大千尋藻小千尋藻ヨリ始ムル事決議決定ナ
シタリ

大正拾六年度ハ鎌川横浦ノ所得トス

大正十六年戸ニ至リ契約保証金島ノ前金貳百八拾円大場貳
拾円出金不足ヲ生ジタル場合ハ四ヶ浦ニ配当シ出金スル事

右双方協議ノ上承諾シタルニ依リ本書四通りヲ作製ナ
シ各区一通り宛所有スル者ナリ

大正十四年旧十二月拾五日

小千尋藻区長

原田金十郎 印

鎌川

佐伯善次郎

横浦

斎藤慎太郎

3 鴨居瀬

鴨居瀬昭和廿二年旧七月拾日總会決議（中島安二郎宅）

決議事項

（厳原行きの旅費、益踊りなどの規定に続き）

四、海豚追込ニ関スル件

海豚追込ノ節ハ五〇才迄ノ女ハ出動スルコト

男ハ六〇才迄現場ニ監視役トシテ立会スルコト

配当 食用トシテ分配スル時ハ女ニ男ノ半前ヲ与ヘルコト
金ノ配当ハ与ヘザルコト

（以下略）

（筆者注）鴨居瀬には昭和戰前期に作成された規定があるが、
それにはワカメや椿の実の採取などについて詳細な取決めがあ
るにもかかわらずイルカ漁に関する項目はない。またこの年以
降の規約にもイルカのことは出てこない。

4 濃部・大山・糸瀬

浅海漁業協同組合漁業権操業に関する規約

第一条 浅海漁業協同組合に於て組合が今後享有する海面に就
いては組合員の操業区域及操業方法は本規約に依り協
定する

第二条 本漁業協同組合の地区は糸瀬地区、濃部地区大山地区
の三地区よりなり各地区に居住する組合員は旧漁業組
合時代に各漁業組合が享有してゐた海面の区域により
総ての操業を成す

但し大山地区内の沖の島磯場の「あをさ」のみは糸瀬
区の採取を許す（操業海域は付図第一に示す・注・省
略）

第三条 海豚漁業に限り全海面に於て共同操業をなす

其の配分方法は左記各項に依るものとする

1、最初に海豚を見付けた者に対しては其の時の獲れ高
に依り役員協議の上之を決める

(個人に対する・以下記載ナシ)

2、一番張りに対しては二十本以上の場合一本それ以下
の場合は謝礼をしない、又特に多数の場合は合議の
上之を決める

3、一番張以下の網損料として総獲高の二割を配分する
4、地元恵比須様に上げる海豚は量の多少に係ず一本と
して其の大小は役員協議の結果に依る

5、各部落に対する配当方法は組合員の戸別割とする

第四条 「なまこ」「あをさ」の採取初日は三区合議の上これを
決定す

(以下五九条省略)

昭和二十四年九月二十六日

下県郡船越村浅海漁業協同組合

組合長 印束隆之
理事 小田嘉之

(以下省略)

5 伊奈・志多留・女連

(宮本常一『対馬漁業史』著作集28、一九八三年、
三四一~三四二頁)

明治八年の三ヶ村規定

一女連ヨリ見出し附参り候節者百本ニ付武本女連村へ相与候事
一伊奈志多留両村共ニ浦内エ追込み留網入候上ニ而参り候ハハ
何レノ村方モ見合之事、尤留網不入前参候ハハ雜用歩方引取り

其跡三ヶ村共ニ戸籍割ニ可致事、尤戸籍ハ士農限リ候事

一留網場所之限り 志多留浦者沖ノ瀬ヨリヲインモドシ

伊奈浦ハみのつまヨリ馬タテ

一建切前 弐歩方

一留網前 一步方 留網ハコマメニ不限其場之都合之網を以可

相入申事

一揚網前 一分方

メ四分方

メ六分方 三ヶ村ニ配当之事

一伊奈志多る両村之内ヨリ江豚見出し候ハハ百本ニ付目ノ皮壹
本相与ヘ候事

一伊奈志多留両浦工相見候時分女連江知らせ火伊奈村魚見工火

立候事

一鮪モ伊奈志多留之間者江豚ニ同ジ

附 第一取場之浦工浜穢とて百本ニ付一本相与ヘ候事